

第3次 日高市地域福祉計画・地域福祉活動計画 進捗状況一覧表

評価(A:実施率90%以上、B:50%以上90%未満、C:50%未満、D:未実施)

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
1. 基盤づくり						
1. 包括的な支援体制づくりの構築						
市の取組	①包括的な支援体制づくり	生活福祉課	社会福祉協議会が中心となって進める地域支え合い体制の構築支援、市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化及び関係機関相互の連携強化を図り、包括的な支援体制づくりを推進します。	市と社会福祉協議会との連携強化を図るため、市関係各課に社会福祉協議会を加えた複雑化・複合化した生活課題を抱えるケースに対する支援等を行う日高市福祉複合課題調整チーム要綱を制定し、包括的な支援体制の整備を行いました。	日高市福祉複合課題調整チームを主軸とした包括的な支援体制づくりについて、検討を行っていきます。	B
社会福祉協議会の取組	①包括的な支援体制づくり	社会福祉協議会	社会福祉協議会が中心となって進める地域支え合い体制の構築支援、市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化及び関係機関相互の連携強化を図り、包括的な支援体制づくりを推進します。	重層的支援体制の構築に向けて、複雑化・複合化した生活課題を抱えるケースに対する支援の進め方についての協議を担当課と行いました。また、今後の展開に向けて、先行して取り組んでいる自治体の視察に同行しました。	重層的支援体制について、支援者間の認識を深め、実効性のある仕組みづくりに向けた意見交換や情報共有、コミュニケーションが必要です。	B
社会福祉協議会の取組	②地域福祉推進組織の設置	社会福祉協議会	地域支え合い体制として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める「地域福祉推進組織」の設置を進めます。	地域福祉推進組織の具体的な取組を進めるための「地域福祉連絡会」の開催には至りませんでした。	コロナ禍以前にモデル地域の選定を終えており、モデル地域内での会議を開催し、解決すべきテーマを絞り、議論を重ねる必要があります。まずは高齢化が顕著となっている武蔵台地区から重点的に対応を進め、成果をもとにその他の地域への波及を図ります。	C
2. 社会福祉協議会、支援センター等の充実・強化						
市の取組	①社会福祉協議会への支援	生活福祉課	地域福祉事業の推進、ボランティア活動の振興等、市社会福祉協議会の機能強化を図るため、補助金の交付を行うとともに、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	社会福祉協議会に対し、財政支援を行うことにより活動を支援しました。	社会福祉協議会に財政的支援を行い活動を支援していきます。	A
	②地域包括支援センターの充実	長寿いきがい課	「地域包括支援センター」が地域における多様な関係機関等との連携を強化し、機能の充実を図るとともに、効率的かつ一体的な運営体制を構築するため、センター機能の強化について検討を行います。	地域包括支援センター等運営協議会の開催を通じて得た医師等専門職からの意見を活用する等して、継続的に各地域包括支援センターの運営改善を図りました。また、市と各地域包括支援センターとで定期的な打ち合わせ(連絡会)を開催し、情報共有化等を通じて連携の強化に努めました。	引き続き、地域包括支援センター等運営協議会を定期的に開催し、医師等の専門職から、運営に関する助言等が得られるよう努めます。また、運営に有効な情報を随時提供する等して、各地域包括支援センターの機能強化を支援します。	A
	③地域子育て支援拠点の充実	子育て応援課	「子育て総合支援センター」が中心となり、子育て情報の提供、親子の交流や育児相談等を行う「地域子育て支援拠点」の連携強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし、利用促進及び機能強化を図ります。	地域の身近な場所で、育児に対する不安や負担感を軽減するため、地域子育て支援センター「ぬくぬく」及び「おひさま(高根児童室)」の運営のほか、民間保育園の専門的な技術や知識を活用し、子育て支援を行いました。また、各拠点施設が連携し、相互に施設を巡る「思い出アルバムラリー」を実施し、利用促進に努めました。	地域子育て支援センター「おひさま(高根児童室)」が閉室となったため、出張ひろば「おひさま」を開設し、市内の子育て支援体制を再確認するとともに、引き続き各拠点施設が連携して利用促進に努め、子育て支援の充実に取り組みます。	A
	④利用者支援事業及び子育て世代包括支援センターの充実	子育て応援課	「利用者支援事業(母子保健型)」と「利用者支援事業(基本型)」の連携を強化するとともに、妊娠から子育て期までの総合相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の充実を図ります。	子育てに関する相談等に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保健相談センターが実施する「母子保健利用者支援事業(母子保健型)」と連携して事業を行う等機能強化に取り組みました。	引き続き「敷居の低い身近な場所」として子育て親子の相談等に応じるとともに、国が進めるこども家庭センターにおける子育て世代包括支援センターの役割を整理し、引き続き妊娠から子育て期まで切れ目ない支援に取り組みます。	A
		保健相談センター		「利用者支援事業(母子保健型)」と子育て応援課が実施する「利用者支援事業(基本型)」との連携会議を年1回実施しました。また、保健相談センターで実施する「パパ・ママ教室」には、母子保健型担当者が、親子教室である「赤ちゃんサロン」には、両担当者が参加し、妊娠から子育て期までの総合相談支援に対応しました。	「利用者支援事業(母子保健型)」と「利用者支援事業(基本型)」の連携を強化するとともに、妊娠から子育て期までの総合相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の充実を図ります。	A
	⑤家庭児童相談室の充実	子育て応援課	児童及び児童を養育する保護者等に係る様々な問題の解決を図るため、「家庭児童相談室」を設置するとともに、相談室の周知を行うなど利用の促進を図ります。	学校や学童保育室、幼稚園や保育所等への訪問時、家庭児童相談室のパンフレットを配布し、周知を図りました。また、児童を養育する保護者等を対象に電話や訪問による相談・指導を行いました。	引き続き、家庭児童相談室の周知に努め、児童養育に関する様々な相談等に対応していきます。	A
	⑥乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問及び健康相談の充実	保健相談センター	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な悩みの相談や子育て支援を行う乳児家庭全戸訪問、養育支援が必要な家庭へ訪問し、養育上の問題を解決する養育支援訪問、乳幼児の健康相談等を行います。	乳児家庭全戸訪問として、助産師・保健師が自宅に伺い、様々な悩みの相談に応じ、育児に関する情報を提供しました。養育支援が必要な家庭に、養育支援訪問を行うことで、育児負担を軽減し、子育ての支援を行いました。健康相談を46回実施し、保健師・栄養士等の専門職が、育児に関する様々な相談に対応しました。	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に助産師・保健師が行う乳児家庭全戸訪問、養育支援が必要な家庭に行う養育支援訪問を実施し、様々な悩みや子育ての支援を行います。また、健康相談により、育児に関する様々な相談に対応します。	A
	⑦障がい者相談支援センター及び基幹相談支援センターの充実	障がい福祉課	障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、「障がい者相談支援センター」を設置するとともに、地域における相談支援の中核的な役割として「基幹相談支援センター」を1市3町により共同設置し、充実を図ります。	基幹相談支援センター業務については、令和3年度末で事業者が撤退したことから、障がい福祉課及び委託相談支援事業所間で連携して、相談支援体制の機能強化に取り組みました。具体的には相談支援事業所連絡会を毎月実施し、相談業務専門員への助言指導及び人材育成事業として市内事業者との連携の機会づくりに努めました。なお、令和4年度における相談件数は全体で674件でした。	引き続き、市、障がい者相談支援センター並びに指定特定相談支援事業所間で連携して相談支援体制の機能強化に努めます。	A
	⑧自立相談支援センターの充実	生活福祉課	生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行うため、「自立相談支援センター」を設置し、関係機関と連携しながら利用促進及び機能強化を図ります。	様々な課題を抱える生活に困窮している人に対して、個人の状況に合わせた包括的かつ継続的な支援(生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就業準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業)を実施しました。新規相談受付194件、プラン申込60件、支援件数3,601件、就業準備支援8件、家計改善支援46件	主任相談支援員、就労支援員、就業準備支援員、家計改善支援員が一体となって、生活困窮者が生活保護に陥る事が無いよう、より一層取り組みます。	A

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
⑨地域の福祉機関のネットワーク間の連携強化	生活福祉課	包括的な支援体制の強化のため、地域における様々な分野の福祉機関のネットワークについて、現状を把握・分析し、ネットワーク間の連携強化について、検討を進めます。	日高市福祉複合課題調整チームを主軸とした包括的な支援体制の整備について、市関係各課及び社会福祉協議会と共に、現状の把握・分析を行い、連携に関する確認並びに情報共有を行いました。	日高市福祉複合課題調整チームを中心として、地域における様々な福祉機関のネットワークについて現状を把握・分析していきます。	A	
⑩要援護高齢者等支援ネットワークの推進	長寿いきがい課	保健、医療、福祉、警察、消防等の関係機関が相互に連携し、高齢者、障がい者及びその家族等の権利擁護、見守り活動、消費者被害防止等の支援を行うため、「要援護高齢者等支援ネットワーク」を推進します。	市内を日常的に巡回している19事業所と協定を締結している他、年度当初に各地域包括支援センター職員が各事業所を訪問して協力を依頼した結果、ネットワークへ登録する事業所数を増加させることができました。 また、令和5年2月21日に要援護高齢者ネットワーク研修会を開催しました。	市内事業所への訪問及び協力依頼を通じた登録事業所の増加を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A	
	障がい福祉課		要援護者等支援ネットワーク研修会に参加し、高齢者の詐欺被害及び消費者被害について学びました。また、消費生活相談センター及び地域包括支援センターの取組を通して、ネットワークの機能強化を図りました。	引き続き、長寿いきがい課及び関係機関等と協力し、取り組みを継続します。	A	
	産業振興課		要援護者等支援ネットワーク研修会及び協定締結事業所連絡会に参加し、消費者被害の最新手口等について学ぶとともに、ネットワークの機能強化を図りました。	引き続き、要援護者等支援ネットワーク研修会や協定締結事業所連絡会等に参加し、ネットワークの推進及び機能強化を図ります。	A	
⑪地域ケア会議の開催	長寿いきがい課	介護支援専門員のケアマネジメント支援を行う「ケアマネジメント支援型」、自治会や行政区単位等で地域課題の把握を行う「圏域型」による地域ケア会議を開催します。	令和4年度の「ケアマネジメント支援型」の地域ケア会議は、令和4年4月から令和5年3月まで、月1回実施しました。また、地域包括支援センターが実施する「圏域型」の地域ケア会議は年32回実施しました。	「ケアマネジメント支援型」は、ケアマネジャーが、自立支援に資するケアマネジメントが実施できるよう、半年後の評価を実施し、事例の振り返りができるようにしていきます。また、「圏域型」については、地域の実情に応じて開催ができるよう、支援してまいります。	A	
⑫生活支援体制に係る協議体の設置	長寿いきがい課	介護予防・生活支援体制整備に向けて、市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に協議体を設置し、多様な関係機関の情報共有及び連携・協働による取組を推進します。	第1層協議体1か所、第2層協議体6か所設置し、地域課題について話し合いを行いました。 構成メンバーは民生委員や自治会役員、サロン代表等、地域で実際に活動している方々です。	第1層、第2層協議体共に引き続き活発な協議を進めます。 また、地域課題の把握を図るため、第2層協議体の増加（設立）を支援してまいります。	A	
⑬要保護児童対策地域協議会の設置・開催	子育て応援課	保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関が相互に連携し、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、会議を開催します。	要保護児童対策地域協議会の構成機関等による代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をそれぞれ開催しました。会議においては、各機関等で情報の交換と共有を図り、要保護児童等に対して適切な対策を実施しました。	引き続き、要保護児童対策地域協議会等を通じて、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を図ります。	A	
⑭障がい者地域総合支援協議会の設置・開催	障がい福祉課	保健、医療、福祉、企業等の関係機関が相互に連携し、地域における障がい者等への支援体制の整備について協議するため、「障がい者地域総合支援協議会」を設置し、会議を開催します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じつつ、日高市障がい者地域総合支援協議会を11月に開催し、差別解消に向けた部会、医療的ケア児者への対応に向けた部会を立ち上げました。また、緊急時の支援などを盛り込んだ地域生活支援拠点体制整備について進捗状況等を報告しました。	令和5年度においては、第7期日高市障がい者計画、障がい福祉計画及び第3期日高市障がい児福祉計画の内容の協議、障害者差別解消法改正に基づく部会設置等の取組を行うことから、年3回の実施予定とします。	A	
⑮自殺対策推進連絡会の設置・開催	保健相談センター	保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が相互に連携し、自殺対策の総合的な推進及び自殺予防を図るため、「自殺対策推進連絡会」を設置し、会議を開催します。	「自殺対策推進連絡会」について、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、書面会議を1回開催しました。	自殺対策計画策定に向け、自殺対策推進連絡会議を開催します。	A	
⑯ボランティアセンターの支援	総務課	社会福祉協議会の「ボランティアセンター」の機能強化・充実を図るため、ボランティア団体及びボランティア活動に対して行う情報化支援、相談支援、財政支援等の各種事業を支援し行います。	コロナ禍で交流会などは開催できなかったものの、ボランティアネットにより、情報提供を行いました。	定例会議、交流会及びボランティアコーディネーター研修会を実施していきたいと考えます。	A	
社会福祉協議会の取組	①社会福祉協議会の運営体制の強化	社会福祉協議会	理事会、評議員会、委員会等を開催し、事業及び経営の基盤の強化を図るとともに、法人情報について社会福祉協議会のホームページ等で公表し、透明性を確保します。	理事会(5回)、評議員会(4回)を開催しました。法人運営状況については、現況報告書の作成と提出を行い、関連資料についてはホームページ等で公表しました。	引き続き、求められる情報公開の対応を進めます。また、ホームページについては内容の見直しを図り、利便性の向上を図ります。	A
	②社会福祉協議会の財源確保の強化	社会福祉協議会	福祉委員、ボランティア団体、事業所等の協力による社会福祉協議会会員加入促進及び共同募金運動の展開、不要入れ歯・アクセサリーの回収、寄附付き自動販売機の設置等による財源確保を行います。また、設置している基金の運営方法を見直し、法人運営や地域福祉事業への活用と効果的な運用を進めます。	会員加入増強期間(7～8月)を中心に、住民への啓発を促進し、福祉委員や民生委員、ボランティアの協力を得て啓発を促進しました。 また、入れ歯・アクセサリ回収ボックスを、日高市役所及び日高市総合福祉センター内び設置し、回収を行いました。投函された物品は、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会が回収し、収益金から20,548円が日高市社会福祉協議会に寄付されました。	自主財源の確保は、地域福祉の取組には重要性が高く、安定的かつ多角的に取組みを進める必要がありますが、財源の多角化はなかなか進んでいません。 自動販売機の設置は、日高市総合福祉センター内での設置にとどまり、自主財源の確保策として、どのような方法が得策か、今後の検討が必要です。	A
	③福祉委員の設置及び会議の開催	社会福祉協議会	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	行政区の区長を福祉委員に委嘱し、各種地域福祉活動に連携して取組を進めましたが、コロナ禍にあって、福祉委員会議を開催することはできませんでした。	引き続き、福祉委員と連携し、地域福祉課題の把握や解決に向けた体制づくりを進めます。	B
	④社会福祉協議会の相談体制の充実	社会福祉協議会	社会福祉協議会で実施している各種相談事業の運営体制の統合化を図り、個別課題への切れ目のない対応を進めるとともに、課題対応の実績を積み重ねることで、専門性の向上を図ります。また、生活の困りごとの相談に応じた必要な支援につなぐ「出前相談」、法律問題を抱える人に対して弁護士が相談に応じる「無料法律相談」を実施し、相談体制の充実を図ります。	社会福祉協議会は、多様な財源で各種相談事業に取り組んでおり、それらを組み合わせることで切れ目のない取組を進めることとしています。 赤い羽根共同募金を財源として「暮らしの安心相談事業」を展開し、①民生委員、市立保健相談センターとの連携による「心配ごと相談」の実施、②弁護士による「無料法律相談」、③司法書士、行政書士等の専門職による「成年後見制度に関する相談」を実施し、問題を抱える人への相談機会の提供を行いました。 また、自立相談、障がい者相談、障がい者就労相談、地域包括支援センターなど、各相談窓口との連携による対応を進めました。	支援機関にはそれぞれの専門性や役割分担があり、時に意見や見解等の違いから方向性がまとまらないことがあります。 連携を図るために必要なコミュニケーションも同時に図っていく必要があります。	B
	⑤高麗川地域包括支援センターの充実	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域における介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等の充実を図ります。	市からの委託を受け、日高市高麗川地域包括支援センターとして、(1)包括的支援事業、(2)権利擁護事業、(3)包括的・継続的ケアマネジメント事業、(4)在宅医療・介護連携推進事業、(5)認知症総合支援事業、(6)生活支援体制整備事業、(7)地域ケア会議、(8)指定介護予防支援業務、(9)一般介護予防事業、(10)その他の事業に取り組ましました。	コロナ禍による影響により、当初計画していた事業の変更、休止、縮小などに対応しました。	A

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑥地域ケア会議（高麗川地域包括支援センター圏域）の開催	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域の地域ケア会議（圏域型）を開催し、地域における課題の把握、情報共有等を行います。	高麗川地域包括支援センター圏域内3カ所（原宿、こま川団地、東急こまがわ）で、地域の中で心配な人の情報交換や、地域の課題を話し合いました。	既存の圏域内での話し合いのほかに、新たな圏域で取組が進められるよう関係者へ働きかけを行います。	A
⑦生活支援体制に係る協議体の設置	社会福祉協議会	市から業務の委託を受け、市全域（第1層）及び日常生活圏域（高麗川地域包括支援センター圏域）（第2層）協議体を設置し、多様な関係機関の情報共有及び連携・協働による取組を推進します。	生活支援コーディネーターを配置し、圏域全体や各圏域の情報共有を目的に、コーディネーター会議を毎月1回開催しました。第2層協議体（武蔵台、こま川団地、東急こまがわ、原宿）に参加しました。	市内全体での課題共有や研修機会として、第1層協議体の開催を進めます。	A
⑧障がい者相談支援センターの充実	社会福祉協議会（障がい者相談支援センター）	市から業務の委託を受け、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため「障がい者相談支援センター」を設置し、様々な相談に応じ、情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための援助等の充実を図ります。	障がい福祉サービス等を希望する人に、サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けた支援を行いました。	市内の相談支援事業所が廃止となり、計画相談の依頼件数が増加しています。今後、新規に開設予定の事業所と適宜連携を図り、支援に努めます。	A
⑨自立相談支援センターの充実	社会福祉協議会（自立相談支援センター）	市から業務の委託を受け、「自立相談支援センター」を設置し、生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援の充実を図ります。	市から「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「就労準備支援事業」の委託を受け、それぞれ相談員を配置し、事業を推進しました。	コロナ禍における資金貸付需要への対応に一定の区切りを迎えました。今後、増加する複合的な課題への対応や、生活応援の取組として実施している食の支援（フードパントリー）を強化します。	A
⑩ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアコーディネーターを配置し、ニーズ把握、関係団体等との調整、研修の実施、活動団体への支援、情報提供、マッチング等ボランティア活動の普及促進を図ります。	ボランティア活動に関心のある人や、ボランティア活動実践者の相談に応じる窓口として「ボランティア・市民活動支援センター」に相談窓口を設置し、広がるボランティアニーズへの対応を進めました。	インターネットでボランティアのマッチングを行う「日高ボランティアネット」のシステム改善や、ボランティアサポーターの育成を図り、より多くの市民にボランティア活動の参加への機会提供を進めます。	B

3. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、相談支援包括化推進員、相談員等の配置及び資質向上

市の取組	①コミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員の配置支援	生活福祉課	社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員が配置され、円滑な活動が行えるよう、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーター配置における財政的支援を行いました。	社会福祉協議会との連携を図り、情報共有に努め支援していきます。	A
	②生活支援コーディネーターの配置及び資質向上	長寿いきがい課	地域の高齢者ニーズや不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手育成やサービス開発等をコーディネートするため、市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に生活支援コーディネーターを配置し、資質を向上します。	第1層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に2名、第2層生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに各1名、計3名を配置し、高齢者のニーズ把握や社会資源の掘り起こし等を進めました。また、毎月、生活支援コーディネーターの打ち合わせを行う等して、情報共有化及び連携の強化を図りました。	引き続き、各地域課題や高齢者ニーズの把握等を進め、高齢者が住みなれた場所で暮らし続けられるよう支援してまいります。	A
	③認知症地域支援推進員の配置及び資質向上	長寿いきがい課	認知症の方やその家族からの相談に応じ、「認知症医療疾患センター」等の関係機関とのネットワークの構築を図るとともに、認知症に対する普及啓発を行うため、「地域包括支援センター」に認知症地域支援推進員を配置し、資質を向上します。	各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる体制を整備しています。また、認知症高齢者の個別支援を行った他、認知症サポーター養成講座を開催する等して、認知症に関する知識の普及啓発を図りました。	認知症の人やその家族が安心して暮らしていけるよう、引き続き認知症に関する知識の普及啓発等に取り組んでまいります。	A
	④相談に応じる専門員の設置及び資質向上	子育て応援課	家庭児童相談室に家庭児童相談員、ひとり親家庭の相談に母子・父子自立支援員、地域子育て支援拠点等に子ども・子育て利用者支援専門員を配置し、資質を向上します。	それぞれの専門職員が資質向上のため、各種研修等に参加しました。また、令和4年4月から母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を強化しました。	引き続き、専門職員の資質向上を図るため、各種研修等に参加します。	A
		保健相談センター	保健相談センターに利用者支援事業として母子保健利用者支援専門員を配置し、資質を向上します。	保健相談センターに母子保健利用者支援専門員を1名配置しています。妊娠届出時に妊婦と面接を行うことで、妊娠初期から必要な情報を提供し、妊娠期から出産・子育て期まで継続した相談支援を実施しました。	保健相談センターに利用者支援事業として母子保健利用者支援専門員を配置し、資質を向上します。	A
		生活福祉課	生活保護世帯に対する就労支援等を行うため、福祉事務所に住宅確保・就労支援員を配置し、資質を向上します。	被保護者就労支援事業における、就労支援員を設置。ハローワークとも連携し、一人一人の状況に合わせた相談事業を展開しました。令和4年度は延べ27人に実施し計3人が就労しました。	引き続き、就労支援員を設置し、生活保護世帯に対する就労支援等を行い、被保護世帯の自立に向けた支援に取り組めます。	A
	⑤福祉専門職の配置及び資質向上	生活福祉課	福祉事務所における相談援助等の業務の質を高めるため、福祉専門職の配置、社会福祉主事の資格取得、必要な研修への参加等を行います。	社会福祉主事資格認定通信課程の受講対象者がいませんでした。	社会福祉主事の資格取得について支援するとともに必要な研修等へ積極的に参加していきます。	D
社会福祉協	①コミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員の配置及び資質向上	社会福祉協議会	市全域（第1層）及び福祉圏域（第2層）ごとに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員を配置するとともに、市と連携しながら包括的な支援体制づくりを進めるため、資質を向上します。	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)2名、相談支援包括化推進員1名を配置(いずれも兼務)し、それぞれの業務を通じた対応力の向上を図りました。	CSW業務の固有性が高まる中、兼務では既存業務との両立が困難になる場面が生じています。地域からの求めがますます高まる役割となることから、専任化に向けた対応が必要であり、今後の協議が必要です。	B

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
議会の取組	②生活支援コーディネーターの配置及び資質向上	社会福祉協議会	市から業務の委託を受け、地域の高齢者ニーズや不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手育成やサービス開発等をコーディネートするため、市全域（第1層）及び高麗川地域包括支援センター圏域（第2層）に生活支援コーディネーターを配置し、資質を向上し	第1層、第2層にそれぞれ生活支援コーディネーターを配置し、地域づくり支援に向けた取組を進めました。	取組を更に強化するとともに、CSWとの役割分担や連携について検討します。	A
	③認知症地域支援推進員の配置及び資質向上（高麗川地域包括支援センター圏域）	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域を管轄する認知症地域支援推進員を配置し、資質を向上します。	認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援事業における定期チーム会議に参加し、医師等からのアドバイスにより認知症の人への個別の支援に努めるとともに、認知症サポーター養成講座の開催や、認知症啓発資料の作成と頒布、啓発イベントの開催等を行いました。	認知症家族・当事者への支援として、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催拡大に向けた取組を進めます。	A
	④相談等に応じる専門員の設置及び資質向上	社会福祉協議会	社会福祉士、看護師、ケアマネージャー、ボランティアコーディネーター等の相談に応じる専門職を配置し、資質を向上します。	相談援助の専門職の配置を行い、日常業務や各種研修等への参加を通じて資質の向上を図りました。	キャリア形成を図る観点から、資格取得が有効であることを周知し、資格を持たない職員に対しても資格取得を促します。	A
	⑤福祉専門職の配置及び資質向上	社会福祉協議会	社会福祉士等の福祉専門職を計画的に配置するとともに、県社会福祉協議会主催による研修への参加、社会福祉士等の業務に必要な資格取得に係る一部助成及び職場内研修を通じ、職員の資質を向上します。	退職職員の補充として、2名の社会福祉士有資格者を採用しました。なお、資格取得に関する費用助成は、ハローワークで行う教育訓練給付制度と重複することから、現在は募集を取りやめています。	キャリア形成を図る観点から、資格取得が有効であることを周知し、資格を持たない職員に対しても資格取得を促します。また、教育訓練給付金を利用できない職員に対する補助等の検討を行います。	B
4. 虐待等の防止の強化及び権利擁護事業の充実						
市の取組	①高齢者虐待防止の強化	長寿いきがい課	高齢者の虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取組を行うため、関係機関とのネットワーク強化、一時保護の対応、研修の実施、「地域包括支援センター」による相談窓口の設置をするなど、高齢者虐待防止に向けた対応を強化します。	高齢者虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取り組みとして、埼玉県が実施する「高齢者虐待対応専門員研修」に参加した他、あんしんねっとにおける関係機関との連携強化、地域包括支援センターでの適切な相談対応及び市による速やかな措置（保護）を実施する等して、高齢者虐待に適切な対応を実施しました。	引き続き関係機関との連携を図る等して、虐待と思われる情報の速やかな収集に努めます。また、虐待情報を把握した際には、必要な措置を適切に講じる等して、高齢者の安全確保を図ります。	A
	②DV（ドメスティックバイオレンス）・児童虐待防止の強化	子育て応援課	DV（ドメスティックバイオレンス）や児童虐待被害者に対する相談、支援、一時保護等を関係機関と連携し、対応するとともに、要保護児童対策地域協議会の開催、相談窓口の周知、講演会等の開催、児童虐待防止マニュアルの作成等を行います。	DV（ドメスティックバイオレンス）担当部署と必要な情報を共有する等、連携を図りました。また、児童虐待防止等に関して、広報誌への掲載や啓発用ティッシュを配布する等、啓発に努めました。	引き続き、関係機関との連携を強化するとともに、児童虐待防止のための啓発に努めます。	A
	③障がい者虐待防止の強化	障がい福祉課	障がい者の虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取組を行うため、関係機関とのネットワーク強化、一時保護の対応、研修の実施、「障がい者虐待防止センター」の設置をするなど、障がい者虐待防止に向けた対応を強化します。	障がい福祉課内に「日高市障がい者虐待防止センター」を設置し、関係機関とのネットワーク強化、各種研修参加、見守り支援等を実施しました。なお、令和4年度の障がい者虐待による通報件数は20件でした。（令和元年度0件、令和2年度9件、令和3年度9件）	今後も、障がい福祉課内に「日高市障がい者虐待防止センター」を設置、運営し、障がい者の虐待防止等に努めていきます。	A
	④地域包括支援センターによる権利擁護の支援	長寿いきがい課	高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利を擁護するため、「地域包括支援センター」による必要な支援を行います。	地域包括支援センターにおいて、消費者被害への対応や認知症相談を実施した他、成年後見制度の紹介やその利用を支援しました。	今後も地域包括支援センターにおいて、消費者被害への対応を実施する他、認知症相談や成年後見制度の紹介等に努めます。	A
	⑤成年後見制度の市長申立ての実施	長寿いきがい課	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がいない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、日高市成年後見制度の市長申立てを行います。	成年後見制度の市長申立3件を行った他、成年後見人へ支払う報酬の助成を行う等して、高齢者の権利擁護を図ることができました。	今後も、認知症等により判断能力が不十分である等、成年後見の申立が困難な高齢者について、随時、成年後見制度の申立を行ってまいります。また、成年後見人への報酬を支払う資力が無い方でも制度を利用することができるよう、報酬の助成についても継続してまいります。	A
		障がい福祉課		令和4年度の日高市成年後見制度利用支援事業の申立ては1件でした。（令和元年度1件、令和2年度0件、令和3年度0件）		
⑥市民後見人の養成・支援	長寿いきがい課	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、社会福祉協議会と連携し、養成及び支援を行います。	社会福祉協議会等との具体的協議が、始まっておりません。	社会福祉協議会と連携し、市民後見人や法人後見、成年後見制度の利用促進等について、協議を行います。	D	
	障がい福祉課		社会福祉協議会等との具体的協議が、始まっておりません。			社会福祉協議会と連携し、市民後見人や法人後見、成年後見制度の利用促進等について、協議を行います。
社会福祉協議会の取組	①高麗川地域包括支援センターによる権利擁護の支援	社会福祉協議会(高麗川地域包括支援センター)	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域における成年後見制度の活用支援等の充実を図ります。	地域包括支援センター事業における権利擁護業務の一環として、成年後見制度の活用支援等を行いました。（延べ12件の相談に対応）	他の機関との連携を強化し、支援の充実を図ります。	A
	②社会福祉協議会による法人後見の実施	社会福祉協議会	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理や契約手続の代行、身上監護等を行います。	法人後見の実施には至りませんでした。	社協内における実施体制の確保が課題となっています。	D
	③市民後見人の養成・支援	社会福祉協議会	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、市と連携し、養成及び支援を行います。	市民後見人養成には至りませんでした。	社協内における実施体制の確保が課題となっています。行政が進める成年後見利用支援事業などとの関連性なども考慮に入れながら検討を進める必要があります。	D

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
2. 地域づくり						
1. 地域福祉の場・拠点づくりの推進						
市の取組	①総合福祉センター「高麗の郷」の維持管理	生活福祉課	高齢者、障がい者及び子育て世代の総合的な福祉交流活動の拠点として、指定管理者による管理・運営を行い、利用促進を図るとともに、施設の適正な維持管理を行います。	令和4年度に指定管理期間が終了(令和5年3月31日まで)となることから、指定管理者候補者選定委員会において協議し、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの指定管理者候補者を選定し、市議会の議決を得て、指定管理者を指定しました。	引き続き、指定管理者による管理運営を行う。令和8年度に、次期の指定管理者選定準備を行います。	A
	②地域福祉の場を運営する団体への空き家等の情報提供支援	都市計画課	サロン活動、地域福祉活動等の地域の人の居場所として、空き家等を活用したい団体に対して、有効活用が可能な空き家等の情報を提供します。	空き家所有者のうち、社会福祉団体やNPO法人等へ売却又は賃貸を検討している方に対し、団体等へ情報を提供しても良いか意向調査を実施しました。	空き家等の活用を希望する団体等から問い合わせがあった際には、了承を得ている方の情報を提供し、空き家所有者と活用希望者のマッチングを行います。	B
社会福祉協議会の取組	①総合福祉センター「高麗の郷」の管理及び運営	社会福祉協議会(指定管理者)	市から管理の指定を受け、高齢者、障がい者及び子育て世代の総合的な福祉交流活動の拠点として、管理・運営を行い、利用促進を図ります。	市からの管理の指定を受け、地域福祉活動の拠点として管理・運営を行いました。(年間利用者数①浴室37,472人、②貸室3,988人)	「健康増進」や「市民交流」を進めるプログラムの提供を通じ、来館者の満足度が高い施設運営をめざします。	B
	②地域サロン活動等の居場所づくり支援	社会福祉協議会	赤い羽根共同募金等を原資として、身近な地域での居場所づくりを進めるため、サロン活動やコミュニティ食堂等の立ち上げ支援及び運営支援を行います。	身近な地域での居場所づくりを進めるため、サロン活動の立ち上げや運営支援を行いました。また、コミュニティ食堂(子ども食堂)などの安定的な運営の支援のため、食料の援助のほか、衛生講習会を開催しました。	地域で交流機会が減少する中、公会堂等を活用した取組の立ち上げ支援などを強化していく必要があります。	B
	③福祉のまちづくり活動への支援	社会福祉協議会	区や自治会で取り組む敬老会、サロン活動等の交流を目的とした行事や活動に助成金を交付し、住民同士のつながり活動を支援します。	区・自治会を範囲とする地域福祉活動の振興等を目的に助成金を交付しました。(31件509,600円を助成)	地域で交流機会が減少する中、公会堂等を活用した取組の立ち上げ支援などを強化し、活動助成金の活用を促進します。	B
2. 地域での支え合い・見守り体制等の拡充						
市の取組	①地域支え合い事業の推進	生活福祉課	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」の取組について、必要な支援を行います。	社会福祉協議会で「地域おたすけ隊」の運営を支援しました。社会福祉協議会に財政的支援を行うことにより活動を支援し、また各隊に対し、エネルギー価格等の高騰による負担を軽減するため、国の補助金を活用した支援金(1隊につき5万円)を支給しました。	社会福祉協議会に財政的支援を行い活動を支援していきます。	A
	②民生委員・児童委員の活動支援	生活福祉課	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、民生委員・児童委員活動を充実するため、活動費の助成、研修等の支援及び活動しやすい環境の整備を行います。	民生委員・児童委員の活動費を助成するとともに定例会において事例検討や研修会を支援しました。	民生委員・児童委員の活動費を助成し、研修等を支援していきます。	A
	③認知症等の地域見守り体制の強化	長寿いきがい課	認知症等による行方不明の際の早期発見のための見守りシールを作成・配布するとともに、認知症を正しく理解して支援する認知症サポーター養成講座の開催、徘徊声かけ訓練を実施することにより、地域の人たちが見守ることができる体制を強化します。	認知症サポーター養成講座を19回開催し、327人の認知症サポーターを養成しました。	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を正しく理解して寄り添える人材を養成し、認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A
	④地域ケア会議の開催【再掲】	長寿いきがい課	介護支援専門員のケアマネジメント支援を行う「ケアマネジメント支援型」、自治会や行政区単位等で地域課題の把握を行う「圏域型」による地域ケア会議を開催します。	令和4年度の「ケアマネジメント支援型」の地域ケア会議は、令和4年4月から令和5年3月まで、月1回実施しました。また、地域包括支援センターが実施する「圏域型」の地域ケア会議は年32回実施しました。	「ケアマネジメント支援型」は、ケアマネジャーが、自立支援に資するケアマネジメントが実施できるよう、半年後の評価を実施し、事例の振り返りができるようにしていきます。また、「圏域型」については、地域の実情に応じて開催ができるよう、支援してまいります。	A
	⑤要援護高齢者等支援ネットワークの推進【再掲】	長寿いきがい課	保健、医療、福祉、警察、消防等の関係機関が相互に連携し、高齢者、障がい者及びその家族等の権利擁護、見守り活動、消費者被害防止等の支援を行うため、「要援護高齢者等支援ネットワーク」を推進します。	市内を日常的に巡回している19事業所と協定を締結している他、年度当初に各地域包括支援センター職員が各事業所を訪問して協力を依頼した結果、ネットワークへ登録する事業所数を増加させることができました。また、令和5年2月21日に要援護高齢者ネットワーク研修会を開催しました。	市内事業所への訪問及び協力依頼を通じた登録事業所の増加を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A
障がい福祉課		要援護者等支援ネットワーク研修会に参加し、高齢者の詐欺被害及び消費者被害について学びました。また、消費生活相談センター及び地域包括支援センターの取組を通して、ネットワークの機能強化を図りました。		引き続き、長寿いきがい課及び関係機関等と協力し、取り組みを継続します。	A	
産業振興課		要援護者等支援ネットワーク研修会及び協定締結事業所連絡会に参加し、消費者被害の最新手口等について学ぶとともに、ネットワークの機能強化を図りました。		引き続き、要援護者等支援ネットワーク研修会や協定締結事業所連絡会等に参加し、ネットワークの推進及び機能強化を図ります。	A	

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑥シルバー人材センターへの支援	長寿いきがい課	自らの生きがいの充実及び社会参加を希望する高齢者の就業機会の確保、高齢者の長年培われた知識や経験、技術等の労働能力を生かした高齢者事業を推進する「シルバー人材センター」を支援するために運営費等に係る補助金を交付します。	高齢者事業を推進する「シルバー人材センター」を支援するために運営費等に係る補助金を交付しました。	今後も運営費等に係る補助金を交付します。	A
⑦老人クラブへの支援	長寿いきがい課	高齢者の生活を豊かにするとともに高齢者の社会参加や生きがいづくりを図るため、老人クラブ連合会や単位老人クラブに対して活動費の補助を行います。	市内の単位老人クラブ24クラブに活動費の補助を行い、高齢者が自ら集い、地域の清掃奉仕や見守り、教養講座やスポーツなどの活動を通じて、社会参加や生きがいづくり、さらには健康づくりを推進しました。	今後も老人クラブに対して活動費の補助を行う他、老人クラブ向けの教養講座等の提供等を通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援します。	A
⑧シニアの交流会の開催	長寿いきがい課	独居の高齢者や引きこもりがちな高齢者が、地域での仲間やパートナーを作るきっかけとして、「シニアいきいき交流会」を開催し、交流の促進を図ります。	いきいきシニア交流会としての実施はありませんでしたが、地域に既にある集いの場(くりくり元気体操やサロン等)において、高齢者の仲間づくりや交流の促進が図られています。	今後も、地域の集いの場の情報提供を積極的に実施し、高齢者の仲間づくりや交流の促進が図られるよう、支援していきます。	C
⑨認知症カフェの開催	長寿いきがい課	認知症の方及びその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェを「地域包括支援センター」等と連携し、実施します。	コロナ禍により休止していた認知症カフェは、一部再開することができました。また、代替え事業として実施していた認知症個別相談会は実施しています。	コロナ禍における認知症カフェの実施方法や代替案等を検討し、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を整えていきます。	A
⑩住民主体の介護予防事業の充実	長寿いきがい課	介護予防の一環として、地域において仲間を作り、住民自らが主体的に介護予防体操を行う「くりくり元気体操」の取組を推進するとともに、取組を支援するボランティアの育成を行います。	くりくりサポーター養成講座を実施したほか、くりくりサポーター連絡会を実施し、新旧のサポーターの交流や、活動に際しての情報交換等を行いました。また、希望したグループには理学療法士を派遣する等、活動のフォローアップを行いました。	今後も新たなグループ立ち上げの支援、活動継続の支援及びボランティア育成を実施することにより、各地域における介護予防に関する自主的な取組みを支援してまいります。	A
⑪健康づくりの推進	保健相談センター	健康づくりの推進のため、県と連携した歩数計を活用した「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」や健康ウォーキング事業等を実施するとともに、健康長寿サポーターの養成を行い、市民と行政との協働による事業実施を進めます。	「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」では、歩数計及びアプリ合わせて408名が新規登録しました。また、「健幸のまち」宣言を受け、新規に「健幸ポイント事業」を開始し、ウォーキングによるポイント加算の設定やウォーキングマップの配布など、意欲的にウォーキングに取り組める体制をつくりました。	「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」と連携し、市民が意欲的にウォーキングに取り組める環境を整備します。また、食生活改善推進員や運動普及推進員と連携し、市民と行政との協働による事業を進めます。	A
⑫学校見守り隊の活動支援	学校教育課	児童・生徒が安心安全に登下校できるよう、あいさつや歩行指導等の見守り活動を行う学校見守り隊を学校単位で結成し、活動を支援します。	各地区のスクールガードリーダーやPTAの担当者を対象とした研修会を実施しました。飯能警察署の方からの話も聞き、見守り活動を推進しました。メール配信システムを利用して防犯情報を伝えることで、学校見守り隊の活動を支援しました。	引き続き、研修会の実施やメール配信システムの利用を進め、学校見守り隊の活動を支援していきます。	A
⑬高齢者学習支援の開催	生涯学習課	各公民館を核として、高齢者を対象とした地域の特色を生かす講座等を開催します。	シルバー学級、スマホ教室等高齢者事業を65回開催し、781人が受講しました。	高齢者が自発的に地域の活動へ参加できるような事業を企画します。	B
⑭子育て出前講座による支援	子育て応援課	子育てサークル等を対象に保育士、栄養士、保健師の専門的知識を生かし、親子の関わりや遊び等を伝える生涯学習出前講座を行います。	市内各種団体からの依頼により、出前講座を実施しました。	各種団体からの依頼に対し、適宜出前講座を行います。	A
	保健相談センター		子どもの栄養やお世話について、栄養士や保健師が依頼により講座を実施しました。赤ちゃんひろばや子育て支援センター等からの依頼により、保健師、栄養士、助産師等が会場に向き、育児に関する講座を行いました。	子育てサークル等を対象に保健師、栄養士等の専門的知識を生かし、親子の関わり等を伝える生涯学習出前講座等を行います。	A
⑮ファミリー・サポート・センターの充実	子育て応援課	有償により育児の援助を受けたい人と行いたい人からなる子育てを地域で相互援助する会員組織の運営(ファミリー・サポート・センター)を実施するとともに、会員の確保及び事業内容の充実を行います。	仕事と育児を両立させるための環境整備及び地域住民の子育て支援を図ることを目的として、日高市社会福祉協議会に事業を委託しました。小学生以下の子どもがいる家庭で育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(協力会員)を会員とし、相互援助活動を行いました。また、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、運用を見直しました。	日高市社会福祉協議会と連携し、仕事と育児が両立できるよう利用会員と協力会員の相互援助活動による子育て環境の充実に努めます。また、会員の増加に努めます。	A
⑯子育てひろばの充実	子育て応援課	乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の場所として、子育てひろばを公民館等に開設し、ひろばの周知など利用の促進を図ります。	新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で、公民館を会場に子育てひろばを開催し、乳幼児及びその保護者の交流促進に取り組みました。	保護者の子育て不安の軽減及び保護者同士の繋がりを促進するため、子育てひろばの運営を維持します。	B
⑰子育て応援隊の充実	子育て応援課	乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の場所として、公民館等で開設している子育てひろばの運営等、地域の子育てを応援するボランティアである「ひだか子育て応援隊」を支援し、充実を図ります。	新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で、6つのひろばを運営し、乳幼児及びその保護者並びに妊婦が相互に交流できる場所を提供しました。	6つのひろばを運営する「ひだか子育て応援隊」の活動を支援し、ひろば運営を維持していきます。	B
⑱仲間づくりカフェの開催	子育て応援課	子育て世代の相互交流の場を広げるため、民間施設で市が認証した店舗(認証ママカフェ)と連携し、子育て世代が気軽に集える仲間づくりカフェを開催します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、仲間づくりカフェは開催できませんでした。	子育て世代のニーズを把握しながら、今後の開催等を検討していきます。	D
⑲仲間づくりの情報発信	子育て応援課	子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、必要な情報を地域子育て支援拠点や市のホームページ等で発信します。	市ホームページや公共施設への掲示等を活用し、子育て情報の発信に取り組みました。また、子育て応援ガイド「きらきら」を官民協働で発行しました。	引き続き充実した子育て情報の発信に取り組みます。	B
	保健相談センター		地域子育て支援拠点や赤ちゃんサロン等については、新生児・乳児訪問の際に紹介しました。また、保健相談センター内には、地域子育て支援拠点について掲示しています。	子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、必要な情報を地域子育て支援拠点や市のホームページ等で発信します。	A

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
㉔パパ・ママ教室の開催	保健相談センター	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、妊婦と夫や家族を対象に妊娠・出産・育児に関する知識を普及するパパ・ママ教室を開催します。	妊娠中のかたが、心身ともに安定した状態で妊娠期を過ごすために、夫婦で参加できるパパ・ママ教室を年6コース(1コース4日間)実施し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や仲間づくり、「子育て総合支援センターぬくぬくの紹介」の場を提供することができました。	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、妊婦と夫や家族を対象に妊娠・出産・育児に関する知識を普及するパパ・ママ教室を開催します。	A	
㉕育児学級の開催	保健相談センター	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、乳児及び保護者を対象に育児学級(すくすく教室)を開催します。	新型コロナウイルス感染症により中止していた「すくすく教室」を再開し、年6回実施しました。子育ての仲間づくりのきっかけとして、低月齢の親子が参加できるよう新生児訪問時の声掛けや対象児への通知により参加勧奨をしました。	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、乳児及び保護者を対象に育児学級(すくすく教室)を開催します。	A	
㉖子育て講座等の開催	生涯学習課	各公民館を核として、地域の特色を生かした子育て教育の講座等を展開し、親子に必要な情報を発信します。	親子で運動遊びをしたり、子育て時期の保護者の交流となる家庭教育事業を38回開催し、511人が参加しました。	乳幼児を持つ保護者を対象に子育てに関する家庭教育事業を実施します。子育て期の保護者同士の交流の場を提供します。	B	
㉗当事者支援型サロン活動の促進	障がい福祉課	当事者支援型サロン活動において、障がい当事者の主体的な取組を進めるとともに、協力者(ボランティア)を養成し、当事者とのふれあいを促進します。	障がい福祉課では、ボランティアと障がい者の交流事業等について、直接支援は行っていますが、年1回夏に熊谷市総合運動場で実施される「彩の国ふれあいピック」(県内の障がい者全般へ周知するスポーツ大会)へ、日高市身体障がい者福祉会のメンバーとともに引率参加を行っています。 なお令和4年度は、日高市身体障がい者福祉会のメンバーより新型コロナウイルスの感染不安による不参加の決定がなされ、引率参加はありませんでした。	今後も、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しながら、日高市身体障がい者福祉会のメンバーの参加意思を確認しつつ、引率参加を行います。	D	
㉘地域と施設の交流活動事業の促進	障がい福祉課	障がいのある人に対する地域の理解を図るため、障がい者福祉施設利用者と地域住民との日常的な交流機会を増やす取組を促進していきます。	障がい福祉課では、令和元年度より、地域住民と障がい者福祉施設利用者が地域交流できるよう、委託相談支援事業所が取り組む障がい者作品展に参画し、在宅の障がい者が地域住民と交流ができるよう取り組んでいます。 具体的には、障がい者週間(12月3日～12月9日)の期間内に、3日間、総合福祉センターこまの郷で、障がい者が製作する絵画や人形等を展示し、作品制作者に会場に来所した市民への対応をお願いするなどを実施しました。	今後も、社会福祉協議会が実施する「福祉スポーツ大会」や「あいまいまつり」への職員参加及び、作品展への参画などを通じて、障がい者福祉施設利用者と地域住民との日常的な交流機会を増やす取組を促進していきます。	A	
社会福祉協議会の取組	①地域支え合い事業の推進	社会福祉協議会	「地域おたすけ隊」の運営支援、新規開設団体への支援及び地域支え合い協力店(地域商品券の利用)の拡大を図り、「地域支え合い事業」を推進していきます。	地域における支え合いの取組の1つとして「地域おたすけ隊」の設置及び運営を地区ボランティア等に委託して実施しました。(市内5カ所に設置) 地域支え合い協力店は、市内140店舗に協力をいただきました。	新規開設を希望する地区ボランティア等にとって課題となるのが、自動車を使った付き添い移送支援となっており、その在り方の検討が必要です。	A
	②民生委員・児童委員の活動支援	社会福祉協議会	歳末たすけあい募金を原資として、民生委員に支援を必要とする人の調査連絡活動を依頼するとともに、見守り活動に対する助成を行います。	日高市民生委員・児童委員協議会が実施する見守り活動や、社会福祉協議会から依頼して行われる調査活動、見守り活動等に対して助成を行いました。	見守り・安否確認を必要とする人が増える中、民生委員、地域ボランティア、関係機関、社会福祉協議会が連携した取組の重要性が高まっています。	A
	③歳末たすけあいによる見守り支援	社会福祉協議会	地域での声かけや見守りのきっかけづくりとして、歳末たすけあい募金を原資におせち料理の宅配等を行います。	見守りを必要とする単身高齢者を対象に、民生委員からの申請によりおせち料理を宅配し、見守りを進めました。(配分数100件)	見守り・安否確認を必要とする人が増える中、民生委員、地域ボランティア、関係機関、社会福祉協議会が連携した取組の重要性が高まっています。	A
	④福祉委員の設置及び会議の開催【再掲】	社会福祉協議会	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	行政区の区長を福祉委員に委嘱し、各種地域福祉活動に連携して取組を進めましたが、コロナ禍にあって、福祉委員会会議を開催することはできませんでした。	引き続き、福祉委員と連携し、地域福祉課題の把握や解決に向けた体制づくりを進めます。	B
	⑤地域福祉推進組織の設置【再掲】	社会福祉協議会	地域支え合い体制として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める「地域福祉推進組織」の設置を進めます。	地域福祉推進組織の具体的な取組を進めるための「地域福祉連絡会」の開催には至りませんでした。	コロナ禍以前にモデル地域の選定を終えており、モデル地域内での会議を開催し、解決すべきテーマを絞り、議論を重ねる必要があります。まずは高齢化が顕著となっている武蔵台地区から重点的に対応を進め、成果をもとにその他の地域への波及を図ります。	C
	⑥ボランティア団体及びボランティア活動の支援の充実	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	市と連携して、アクティブシニアのボランティア等への参加促進を図るため、日高ボランティアネットの運営、ボランティアサポーターズクラブの運営支援等を行うとともに、ボランティア保険加入促進、ボランティア・市民活動への参加の援助等を行います。	アクティブシニアのボランティア等への参加促進を図るため、ボランティアサポーターと連携した相談窓口の開設(第1・3・5火曜日、第2・4木曜日)等の参加援助を行いました。	インターネット上のボランティアマッチングシステムとして「日高ボランティアネット」の運用の強化を図ります。	B
	⑦認知症等の地域見守り体制の強化(高麗川地域包括支援センター圏域)	社会福祉協議会(高麗川地域包括支援センター)	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、認知症を正しく理解して支援する認知症サポーター養成講座の開催、認知症に対する普及啓発等を行うことにより、同センター圏域における認知症等の地域見守り体制を強化します。	認知症地域支援推進員を中心として、認知症サポーター養成講座の開催や、認知症の啓発を目的とした情報誌の作成と配付のほか、アルツハイマー月間には市内の商業施設で啓発イベントを実施しました。	地域における見守り体制の強化を進めることにより、認知症のかたやその家族の安心を高めます。	A
	⑧認知症カフェの開催(高麗川地域包括支援センター圏域)	社会福祉協議会(高麗川地域包括支援センター)	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域における認知症の方を介護している家族への支援のため、認知症の方とその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェを実施します。	こま川団地での出張相談の他、1月からは東急こまがわでのオレンジカフェを再開しました。	認知症家族・当事者への支援として、オレンジカフェの開催拡大に向けた取組を進めます。	A
	⑨ファミリー・サポート・センターの充実	社会福祉協議会(ファミリー・サポート・センター)	市から業務の委託を受け、有償により育児の援助を受けたい人と行いたい人からなる子育てを地域で相互援助する会員組織の運営(ファミリー・サポート・センター)を実施するとともに、講習会及び交流会の開催、ファミサポ通信の発行等を行います。	有償による子育て支援の仕組で、会員数は延べ285人、年間の延べ利用回数は1,161回を数える支え合い活動です。	利用補助制度の充実が図られたことで利用が堅調に推移しています。周知を強化することで、地域での子育ての安心の一助としての浸透を図ります。	A

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
⑩当事者支援型サロン活動の促進	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	発達障がいや精神障がいの当事者支援型サロン活動において、障がい当事者の主体的な取組を進めるとともに、協力者（ボランティア）を養成し、当事者とのふれあいを促進します	コロナ禍により運営を取りやめたり、規模やプログラムを見直して対応してきた活動が多くありました。	精神保健福祉ボランティアの養成など、具体的なプログラムについて取組を進めます。	B	
⑪福祉スポーツ大会の開催	社会福祉協議会	赤い羽根共同募金を原資として、障がい者のスポーツを通じた健康増進、仲間づくり、交流機会の創出及び社会参加を促進するため、福祉スポーツ大会を開催します。	コロナ禍により福祉スポーツ大会は中止としてきましたが、代替企画として、感染が減少傾向にあった12月に、「障がい者スポーツプログラム2022」を開催し、スポーツを通じた健康増進と交流を図りました。（参加者91人）	福祉スポーツの開催を進めます。また、開催にあたっては、参加団体の自主性を高め、よりよいプログラムづくりをすすめるため、実行委員会制の導入を検討します。	B	
3. 社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実						
市の取組	①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員の配置支援【再掲】	生活福祉課	社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員が配置され、円滑な活動が行えるよう、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーター配置における財政的支援を行いました。	社会福祉協議会との連携を図り、情報共有に努め支援していきます。	A
	②民生委員・児童委員の活動支援【再掲】	生活福祉課	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、民生委員・児童委員活動を充実するため、活動費の助成、研修等の支援及び活動しやすい環境の整備を行います。	民生委員・児童委員の活動費を助成するとともに定例会において事例検討や研修会を支援しました。	民生委員・児童委員の活動費を助成し、研修等を支援していきます。	A
	③障がい者就労支援センター及び地域活動支援センターの充実	障がい福祉課	障がい者等の就労、雇用等の相談支援を行う「障がい者就労支援センター」を設置するとともに、社会との交流促進のため地域での創作活動等を行う「地域活動支援センター」を設置し、センターの充実を図ります。	令和4年度の『障がい者就労支援センター』実績は、登録者数が220人、うち就労に結び付いた人が134件、令和4年度に新規就労を開始した人が31人。内訳として、農作業9人、調理補助4人、事務職・事務補助4人、商品管理・品出し2人などとなっています。 令和4年度の「地域活動支援センター」実績は、3施設を設置、登録者数26人、年間延べ利用者数が3,169人となっています。	就労準備支援としてハローワークや職場見学、模擬採用面接のトレーニングなど、職場定着支援として健康管理や雇用状況の把握、職場巡回、相談支援等を実施し、障がい者の就職及び就労の定着について支援していきます。地域活動支援センターについても、引き続き設置を行い、社会との交流促進のため、地域での創作活動等を実施していきます。	A
	④再犯防止等の推進	生活福祉課	罪を犯した人が地域で安定した生活を送ることができるよう、国や県の施策及び関係機関と連携した取組を行うことにより、再犯者の防止等を推進します。	国や県の動向を把握しました。	引き続き国等の動向を注視していきます。	A
	⑤自殺対策の推進	保健相談センター	国の自殺総合対策大綱及び県の自殺対策計画等を踏まえ、市における自殺対策を推進するため、自殺対策計画を策定し、関係機関とのネットワークの強化、相談体制の強化、普及啓発等を総合的に展開します。	日高市自殺対策計画に基づき、人材の育成(市内事業所や職員向けのゲートキーパー研修)や、相談支援体制の整備、普及啓発等を行い、自殺対策の推進を図りました。 また計画の進捗確認シートを用いて、関係各課における施策の進捗状況をまとめました。	引き続き、自殺予防を図るため、計画に基づいた自殺対策を推進するとともに、市の状況を踏まえた新たな自殺対策計画を策定します。	A
社会福祉協議会の取組	①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員の配置及び資質向上【再掲】	社会福祉協議会	市全域（第1層）及び福祉圏域（第2層）ごとに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員を配置するとともに、市と連携しながら包括的な支援体制づくりを進めるため、資質を向上します。	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)2名、相談支援包括化推進員1名を配置(いずれも兼務)し、それぞれの業務を通じた対応力の向上を図りました。	CSW業務の固有性が高まる中、兼務では既存業務との両立が困難になる場面が生じています。地域からの求めがますます高まる役割となることから、専任化に向けた対応が必要であり、今後の協議が必要です。	C
	②民生委員・児童委員の活動支援【再掲】	社会福祉協議会	歳末たすけあい募金を原資として、民生委員に支援を必要とする人の調査連絡活動を依頼するとともに、見守り活動に対する助成を行います。	日高市民生委員・児童委員協議会が実施する見守り活動や、社会福祉協議会から依頼して行われる調査活動、見守り活動等に対して助成を行いました。	見守り・安否確認を必要とする人が増える中、民生委員、地域ボランティア、関係機関、社会福祉協議会が連携した取組の重要性が高まっています。	A
	③障がい者就労支援センターの充実	社会福祉協議会（障がい者就労支援センター）	市から業務の委託を受け、「障がい者就労支援センター」を設置し、職場開発、職業相談、就労のための必要な支援、離職時の支援等の継続的な就労支援を行います。	新規就労者の開拓と離職防止に注力した結果、年間の利用者が15名から10名に減少しました。また、就労支援員の増員により生活支援の充実が図られました。さらに、就労アセスメントツールを導入したことにより、就業能力評価を数値化することで、登録者や支援者と客観的な情報共有を図ることができるようになり、より適切な支援につなげることができました。	地元企業との間での雇用促進を図り、障がいのある若年者が住み慣れた地域で働くことのできる環境づくりが必要です。	A
4. 災害に備えた支援体制の構築						
市の取組	①地域の防災活動への支援・防災知識の普及啓発	危機管理課	自主防災組織の中心的な役割を担うリーダーの養成講座の実施、自主防災組織の活動に係る補助金の交付等により自主防災組織の活動支援を行うとともに、広報ひだかや市のホームページ等により、地域における防災知識の普及啓発を行います。	自主防災組織のリーダー養成講座を開催し、今後の自主防災組織の中心的な役割を担う人材の育成支援を行いました。 ・受講者53人 自主防災組織の活動に係る補助金の交付等により活動支援を行いました。 ・実施訓練88回(75団体)、資機材購入1回(1団体) 出前講座の実施のほか、広報ひだかやホームページ等による防災知識の普及啓発を行いました。	リーダー養成講座のほか、自主防災組織への補助による活動支援や地域における防災知識の普及啓発について、引き続き実施します。	A
	②避難行動要支援者制度の充実	危機管理課	災害時に自力で避難が困難な高齢者、障がい者等の要支援者に対し、事前に同意書を提出してもらい、区長や民生委員等の避難支援者に平常時から同意を得た人の名簿情報を提供し、災害時の適切な避難誘導につなげる制度の充実を図ります。	対象となる高齢者等への意向確認を行い、名簿への掲載を呼び掛けました。区長や民生委員等の避難支援者に対し、同意を得た人の名簿状況を提供することで、災害時の適切な避難誘導につなげられるよう啓発しました。 ・避難行動要支援者名簿登録者数 659人	対象となる高齢者等への意向確認は行ったものの、名簿登録者数が減少しました。制度内容の周知を図り、同意申請書の提出を呼び掛けることで、名簿登録を促します。	A

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
③福祉避難所の設置及び充実	危機管理課	高齢者や障がい者等で一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、災害時に避難をする福祉避難所を設置するための指定をするとともに、市と指定施設による課題解決に向けた福祉避難所開設訓練を実施します。	施設担当者との意見交換等を実施しました。	施設担当者との意見交換や情報提供は継続して実施します。避難所開設訓練については、アフターコロナでの避難所運営の在り方等を踏まえ、実施に向けて引き続き検討していきます。	D
④災害支援の実施	生活福祉課	公益社団法人埼玉県地建物取引業協会彩西支部との「住宅火災等の災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」により、被災時における住宅支援を行います。	「住宅火災等の災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」による協力店を把握し、住宅火災等の発生時に備えました。	住宅火災等の被災者に対し速やかに情報提供できるよう努めます。	A
社会福祉協議会の取組 ①災害ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	災害時に「災害ボランティアセンター」として機能するため、災害時に対応した訓練への職員の参加、被災地への職員の派遣を行うなど災害ボランティア活動への支援強化を図ります。	災害ボランティアセンター運営訓練の開催や職員の派遣には至りませんでした。災害時における職員の安否確認を目的とした訓練として、はじめてSNSを用いた訓練を行いました。	災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂を行い、事業継続や総合福祉センターにおける避難所運営支援と整合の取れた体制について検討する必要があります。	B

3. 担い手づくり

1. 地域福祉の課題を学び、考える機会の充実

市の取組	①地域福祉意識の普及啓発促進	生活福祉課	社会福祉協議会が行う地域福祉関係講演会等に対して、協力・支援を行うとともに、生涯学習出前講座の実施や地域福祉計画の内容・理念について、市のホームページ等でPRします。	生涯学習出前講座に「地域福祉の推進に向けて」というテーマでメニューを登録し、講座を1回開催しました。市ホームページに第3次地域福祉計画の進捗状況を掲載しました。	地域福祉に係るテーマで生涯学習出前講座に登録し講座を開催していきます。	A
	②地域福祉活動の情報発信の強化	生活福祉課	地域福祉活動を行っている団体等の情報を把握するとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動等の取組内容を広報ひだかや市のホームページ等でPRします。	社会福祉協議会との連携を密にし、情報交換を行いながら、地域福祉活動を行っている団体等の情報把握に努めました。	地域福祉活動等の取り組み内容を更にPRしていきます。	A
	③福祉学習の推進	学校教育課	福祉に対する関心と理解を深め、互いに支え合い、豊かに生きていこうとする心と態度を身に付けること等を目的に、小・中学校における教育の充実を図るとともに、中学生のボランティア活動の機会の増加を図ります。	福祉施設と連携し、点字や高齢者についての理解を深める学習を進めました。ボランティア活動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。	引き続き、福祉施設と連携した学習を進めるとともに、感染症など不測の事態に左右されないボランティア活動の取組内容を検討します。	B
社会福祉協議会の取組	①地域福祉意識の普及啓発促進	社会福祉協議会	共同募金を原資として、社会福祉貢献者への表彰、福祉関係者の相互連携、仲間づくりや交流及び地域福祉活動・ボランティア活動の普及促進を図るため、社会福祉大会、地域福祉フォーラム及びあいあいまつりを開催します。	社会福祉貢献者への表彰として、日高市社会福祉大会を開催しました。地域福祉フォーラム、あいあいまつりについては、コロナ禍における対応が継続していることもあり、開催しませんでした。	段階的に再開していくこととします。	B
	②地域福祉活動の情報発信の強化	社会福祉協議会	共同募金を原資として、社協だより「ひだまり」の発行及び社会福祉協議会のホームページの運営を行い、地域福祉活動の情報発信を行います。	社協だより「ひだまり」を年3回発行しました。ホームページは随時更新しました。	特集のテーマやデザイン等を工夫することで、読みやすく、親しみのある紙面やページ作りを進めます。	A
	③レクリエーション・視聴覚教材の貸出し	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	地域での交流や福祉学習をより効果的なものとするため、レクリエーション・視聴覚教材を充足するとともに、学校や団体等へ貸出しを行います。	ボランティア団体等による交流や福祉学習のため、プロジェクターや音響装置などの貸出しを行いました。	活動支援のための貸出を継続します。	A
	④福祉教育・ボランティア学習への支援	社会福祉協議会	福祉に関する理解と関心を高めるため市内の学校等で取り組まれている福祉をテーマとした学習について、プログラムの実施に向けた連絡調整、当事者やボランティア、職員等の学習支援者派遣による取組支援等を行います。	市内6小学校における福祉教育プログラムの実施を支援しました。当事者の講話やボランティア団体によるプログラムの実施調整を行いました。（協力者延べ53人、参加児童数1,576人、実施時間1,935分）	中学校、高校等からの依頼に対応できるよう、プログラムの開発を進めます。また、障がい理解教育（DET）による当事者の指導者の育成支援も併せて進めます。	A
	⑤ひだか小中学生作文コンクールの開催	社会福祉協議会	家族や友人、地域との関わりについて考え、福祉に関する理解を広げてもらうため、「ひだか小中学生作文コンクール」を開催し、表彰するとともに、県社会福祉協議会主催の作文コンクールへの推薦を行います。	コロナ禍における学校負担を考え、当面休止としました。	再開に向けて検討が必要です。	D
	⑥彩の国ボランティア体験プログラム・高校生ワークキャンプの実施	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	ボランティア活動への参加のきっかけづくりとして、彩の国ボランティア体験プログラムを実施します。また、高校生を対象として、人と人とのつながりの大切さやボランティア意識を高めることを目的として、宿泊を伴うプログラム（高校生ワークキャンプ）を実施します。	ボランティア活動の参加のきっかけとするため、夏休みにボランティア体験の機会を提供し、市内13メニューに172人の参加がありました。	宿泊を伴うプログラムについては、コロナ禍にあって取りやめました。成長段階に合わせたプログラムの立案については、今後の検討が必要です。	B

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
2. 地域福祉を担う住民・団体の育成の拡充						
市の取組	①地域福祉活動の促進	生活福祉課	社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引を作成し、広報ひだかや市のホームページ等でPRします。	講演会や研修会は開催できませんでした。社会福祉協議会主催のフードパントリーに協力し、庁内で食糧を募集するフードドライブを行いました。フードパントリーを通して今後のボランティアの人材育成支援について検討しました。	今後も社会福祉協議会と連携しながら、活動を支援し、広く周知していきます。	B
	②自治会等の活動への支援	総務課	自治会活動の活性化と地域コミュニティの促進を支援するため、区運営交付金等の交付、自治会運営マニュアルの作成、区長研修の実施、公会堂等の施設整備に対する補助、区加入率増加のための支援、コミュニティ活動を行う団体への支援等を行います。	自治会活動の活性化を支援するため、区運営交付金、区長謝金及び公会堂等の施設整備に対する補助金を交付しました。また、自治会運営マニュアルの更新及び配布を行いました。地域コミュニティ活動を推進するため、日高市コミュニティ協議会に対して補助金を交付したほか、一般財団自治総合センターコミュニティ助成事業による助成金を交付しました。	区長会補助金については、区長会事業である区長研修が新型コロナウイルス感染症の流行により中止となったことから、自主財源での運営が可能となり、請求がありませんでした。引き続き、自治会等の活動に必要な支援を実施します。	A
	③ボランティア団体・NPO法人等への支援	総務課	ボランティア・市民活動の活性化を図るため、社会福祉協議会の「ボランティアセンター」と連携し、ボランティア団体等の活動支援を行うとともに、埼玉県西部地域振興センターと連携し、NPO法人立ち上げ相談等の支援を行います。	ボランティア活動を行った団体に対して、活動費の補助を行いました。(16団体、計1,300千円を補助)	様々なボランティア活動に対して支援を行いました。ただし、補助金の主旨・目的を理解していない団体も見受けられますので、育成等を含め、検討していきたいと考えます。	A
	④地域における人づくりの支援	生涯学習課	習得した知識・技能を地域に還元し、まちづくりの一助とするため、「生涯学習まちづくり出前講座」を行うとともに、まちづくりの根幹をなす人づくりを推進するため、まちづくりコーディネーターの養成・支援を行います。また、各公民館を核として、地域の特色を生かしたまちづくりを展開するために、人づくりの養成・支援を行います。	「生涯学習まちづくり出前講座」を実施し、市民編10講座・参加者203名、行政編19講座・参加者1,024名が受講しました。各公民館で、地域の特性に合わせて市民を講師とした講座を開催し人づくりの要請を行いました。	学習コミュニティの形成と活力あるまちづくりのため、市民のニーズにあった魅力ある講座を提供していきます。	B
社会福祉協議会の取組	①地域福祉活動の促進	社会福祉協議会	市と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引を作成し、広報紙や社会福祉協議会のホームページ等でPRします。	コロナ禍にあって、講演会や研修会の機会設定はできませんでした。また、福祉委員会などにおいて、関係者向けに作成していた「地域福祉活動の手引」についても発行せず、事業ごとのパンフレット等の用意としました。	講演会や研修会の機会設定は、今後、取組ごとに再開に向けた対応を進めます。また、「地域福祉活動の手引」については、社会福祉協議会が行う支援やサービスが多岐にわたっていることから、内容を整理し、発行できるよう対応を進めます。	C
	②地域福祉活動、福祉事業等への後援	社会福祉協議会	地域福祉活動、福祉事業等に対して社会福祉協議会が後援等を行い、地域福祉活動の普及啓発を図ります。	地域福祉活動の普及のため、申請のあった行事、取組に後援しました。(許可決定件数12件)	引き続き、地域の取組を通じて地域福祉の推進を図ります。	A
	③福祉委員の設置及び会議の開催【再掲】	社会福祉協議会	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	行政区の区長を福祉委員に委嘱し、各種地域福祉活動に連携して取組を進めましたが、コロナ禍にあって、福祉委員会議を開催することはできませんでした。	引き続き、福祉委員と連携し、地域福祉課題の把握や解決に向けた体制づくりを進めます。	B
	④ボランティアセンターの充実【再掲】	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアコーディネーターを配置し、ニーズ把握、関係団体等との調整、研修の実施、活動団体への支援、情報提供、マッチング等ボランティア活動の普及促進を図ります。	ボランティア活動に関心のある人や、ボランティア活動実践者の相談に応じる窓口として「ボランティア・市民活動支援センター」に相談窓口を設置し、広がるボランティアニーズへの対応を進めました。	インターネットでボランティアのマッチングを行う「日高ボランティアネット」のシステム改善や、ボランティアサポーターの育成を図り、より多くの市民にボランティア活動の参加への機会提供を進めます。	B
	⑤ボランティア団体及びボランティア活動の支援の充実【再掲】	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	市と連携して、アクティブシニアのボランティア等への参加促進を図るため、日高ボランティアネットの運営、ボランティアサポーターズクラブの運営支援等を行うとともに、ボランティア保険加入促進、ボランティア・市民活動への参加の援助等を行います。	アクティブシニアのボランティア等への参加促進を図るため、ボランティアサポーターと連携した相談窓口の開設(第1・3・5火曜日、第2・4木曜日)等の参加援助を行いました。	インターネット上のボランティアマッチングシステムとして「日高ボランティアネット」の運用の強化を図ります。	B
	⑥ボランティア講座等の開催	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	当事者支援団体やボランティア団体等と連携し、子育てや障がい者支援等の各種ボランティア講座等を開催し、地域福祉活動を担う人材の育成を図ります。また、ボランティア活動の連絡調整に必要な考え方やスキルについて学ぶことができる講座を開催し、ボランティア活動の活性化を図るための人材育成を進めます。	ボランティア講座等を開催し、支援者を養成し、活動の振興を図りました。 ①ガイドヘルプボランティア養成講習会(全2回、7名受講) ②手話奉仕員養成講座入門課程(全20回、受講者20名)	ボランティア、市民活動支援のための連絡調整に必要な講座や研修の開催については、ボランティアサポーターの育成とあわせて企画、実施を検討します。	B
	⑦ボランティア団体等への車両の貸出し支援	社会福祉協議会	コミュニティ活動やボランティア活動を支援するため、ボランティア団体等へ社会福祉協議会所有車両の貸出しを行います。	障がい者支援ボランティアによる社会参加、外出支援活動におけるワゴン車の貸出や、行事における資機材の運搬などにトラックの貸出しを行い、活動支援を行いました。	引き続き、車両の貸出を通じて活動支援を行います。	A
	⑧運転ボランティア活動への支援	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	運転ボランティア活動を行う人等に対して、移送支援者講習会参加受講料の補助等を行うとともに、進行性難病の当事者の会及び介護者の会に対して運転ボランティアを紹介します。	進行性難病の会の会議や行事のための外出に際して、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介により支援を実施しました。(活動件数8件、利用者数17人、ボランティア8人)	引き続き、車両の貸出及びボランティアの紹介を行い、活動支援を行います。	A

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑨傾聴ボランティア活動への支援	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	孤立しがちな高齢者や障がい者の支援のため、傾聴ボランティアグループへの活動支援を行います。	コロナ禍にあって、対面（訪問）による傾聴はいったん中止とし、施設とボランティアをオンラインでつなぎ、施設入所者に向けた傾聴の取組を支援しました。	対面による取組の再開を進めます。	A
⑩保育ボランティア活動への支援	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	子育て中の方がボランティア活動等に積極的に参加する機会を増やすため、保育ボランティアグループへの活動支援を行います。	グループ保育を行う保育ボランティア「ひだまりっ子」への支援を行いました。	引き続き、活動の紹介を通じて保育支援を行います。	A
⑪災害ボランティアセンターの充実【再掲】	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	災害時に「災害ボランティアセンター」として機能するため、災害時に対応した訓練への職員の参加、被災地への職員の派遣を行うなど災害ボランティア活動への支援強化を図ります。	災害ボランティアセンター運営訓練の開催や職員の派遣には至りませんでした。災害時における職員の安否確認を目的とした訓練として、はじめてSNSを用いた訓練を行いました。	災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂を行い、事業継続や総合福祉センターにおける避難所運営支援と整合の取れた体制について検討する必要があります。	B
⑫各種事業展開を通じた地域福祉の担い手の育成・支援	社会福祉協議会	各種事業展開を進めていく中で、地域おたすけ隊協会会員、サロン活動協力員等の地域福祉の担い手の育成と支援を行います。	生活支援体制整備事業の取組において、事業の周知や呼びかけを強化し、地域おたすけ隊説明会を開催しました。（鹿山上区、野々宮区ほか）	引き続き、活動の紹介を通じて担い手育成支援を進めます。	A

3. 介護・保育人材の確保等の推進

市の取組	①介護人材の確保等の方策検討	長寿いきがい課	介護職員が働く職場環境の改善や介護職員の質を高めるための研修等について、国や県の動向、他市町村の取組等を踏まえ、必要な方策を検討していきます。	埼玉県の介護人材育成・就職支援事業に連携し、広報等を通じて説明会を随時開催するなど、市民の介護職への就職機会の提供及び市内介護事業所の人材確保に努めました。	令和4年度以降についても埼玉県介護人材育成・就職支援事業に連携し、介護人材の確保に努めます。	A
	②保育人材の確保等の方策検討	子育て応援課	保育士が働く職場環境の改善や保育士の質を高めるための研修等について、待機児童対策とともに国や県の動向、他市町村の取組等を踏まえ、必要な方策を検討していきます。	産業医の職場巡視の指摘事項を踏まえ、環境改善に取り組みました。また、保育士の質の向上を目指し、外部研修等に参加をしました。	働きやすい環境を維持するため、保育士との情報交換をしつつ、引き続き環境の改良に努めます。	B
	③飯能看護専門学校への運営補助	保健相談センター	地域の看護活動を担う看護師の育成を図るため、飯能地区医師会が経営する飯能看護専門学校に対して運営の補助を行います。	地域医療を支える看護師の育成を図るため、飯能地区医師会が経営する飯能看護専門学校への補助金を交付し、その活動を支援しました。	地域医療を支える看護師等については人材不足が懸念されていますので、即戦力となる看護師の育成を図るためにも、看護専門学校への支援については継続する必要があります。	A
	④社会福祉士実習生の受け入れ	生活福祉課	社会福祉士の養成支援のため、福祉事務所において実習生の受け入れをします。	実習生の受け入れ依頼がなく、実習指導には至りませんでした。	実習指導者を計画的に増員し、実習生の受入体制を整え、実習先として依頼があった際には受け入れていきます。	D
社会福祉協議会の取組	①介護福祉士実習生の受け入れ	社会福祉協議会（ヘルパーステーションこまの郷）	介護福祉士の養成支援のため、ヘルパーステーションこまの郷において実習生の受け入れをします。	コロナ禍による利用者への影響を考慮し、今回は受け入れを行いませんでした。	受け入れにあたってのルールや体制を整備し、安定的に受け入れ対応できる体制づくりを進めます。	D
	②社会福祉援助技術現場実習生の受け入れ	社会福祉協議会	社会福祉を担う人材の養成を支援するため、社会福祉援助技術現場実習生の受け入れをします。	今回は受け入れを行いませんでした。	受け入れにあたってのルールや体制を整備し、安定的に受け入れ対応できる体制づくりを進めます。	D
	③看護実習生の受入	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）	地域における多職種連携を見据え、看護師の養成を支援するため、看護実習生の受入をします。	地域生活支援の視点を持った看護師養成の支援のため、看護実習生を受け入れました。（13人受け入れ）	引き続き、実習受入れを通じ、地域生活支援の視点をもった援助職の育成支援を行います。	A

4. 社会福祉法人、企業、大学等との連携強化

市の取組	①社会福祉法人との連携強化	生活福祉課	市内の社会福祉法人が自主的に行う公益的な取組について、地域の実情に応じた取組がなされるよう、市と社会福祉協議会との連携強化を行うとともに、公益的な取組内容について市のホームページ等でPRします。	市内社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について現状把握を行うとともに、好事例について情報収集を行いました。	引き続き、市所管の社会福祉法人が実施する公益的な取組を把握し、法人から相談があった際には社会福祉協議会と連携し、より地域の実情にあった取り組みができるよう支援します。	B
	②地域支え合い事業の推進【再掲】	生活福祉課	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」の取組について、必要な支援を行います。	社会福祉協議会で「地域おたすけ隊」の運営を支援しました。社会福祉協議会に財政的支援を行うことにより活動を支援し、また各隊に対し、エネルギー価格等の高騰による負担を軽減するため、国の補助金を活用した支援金（1隊につき5万円）を支給しました。	社会福祉協議会に財政的支援を行い活動を支援していきます。	A
	③有識者の活用	生活福祉課	大学、専門学校等の職員について、その知識や経験を市政に反映するため、福祉に係る市の審議会等への登用を行います。	専門的な立場からご意見をいただき市政に反映するため、大学教員の審議会への登用を行いました。	引き続き、専門的な知識や経験を市政に反映するため、大学、専門学校等の職員の審議会等への登用を行います。	A
	④日高あんしんネット等の実施	長寿いきがい課	高齢者、障がい者等の異変時における早期発見や早期対応のため、市内事業所に協力いただきます。また、高齢者等地域見守り活動に関する協定を締結している事業所についても、見守り活動の支援協力をいただきます。	市内を日常的に巡回している19事業所と協定を締結している他、年度当初に各地域包括支援センター職員が各事業所を訪問して協力を依頼した結果、ネットワークへ登録する事業所数を増加させることができました。また、令和5年2月21日に要援護高齢者ネットワーク研修会を開催しました。	市内事業所への訪問及び協力依頼を通じた登録事業所の増加を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
	障がい福祉課		長寿いきがい課及び地域包括支援センター等と連携し、重層的な支援体制が図れるよう会議への参加などを通じて関係機関との連携を深めました。	引き続き、長寿いきがい課及び地域法覚支援センター棟と連携し、取り組みを継続します。	A
	産業振興課		地域包括支援センター等と連携し、高齢者等の消費者被害防止に努めました。	引き続き、地域包括支援センター等と連携し、高齢者等の消費者被害防止に努めます。	A
⑤子育て応援自動販売機の設置	子育て応援課	市の子育て応援を「行政・民間・市民」で推進するため、子育て応援（寄附付き）自動販売機の設置に協力いただける企業等と連携して、市内の店舗等に設置します。	子育て応援自動販売機の設置を推進するため、情報発信や企業訪問等に努め、新たに3台を設置しました。	新たな子育て自動販売機の設置に向け、情報発信に努めるとともに、市内の企業との連携を図ります。	B
⑥認証ママカフェの実施	子育て応援課	子育て世代の相互交流の場を広げるため、民間施設が子育て世代が気軽に集える場所（ママカフェ）を設け、市がそれを認証・PRをする「認証ママカフェ」制度を実施します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、認証カフェ制度の周知はできませんでした。	子育て世代のニーズを把握しながら、制度の在り方を検討していきます。	D
⑦子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）の普及	子育て応援課	妊娠中の人や子どもを持つ家庭に優待カードを配布し、協賛店舗等で特典が得られる「子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）」の周知を図るとともに、協賛店舗等の募集を行います。	妊娠中の人や子どもを持つ家庭に優待カードを配布しました。また、協賛店舗等で特典が得られる「子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）」の周知を図りました。	妊娠中の人や子どもを持つ家庭に配布する優待カードの周知に努めます。	B
⑧健康づくり事業等の連携	保健相談センター	健康づくりに係る事業について、講演会の講師や事業に係る運営協力等、大学、専門学校等と連携した取組を行います。	ロコモティブシンドロームチェックや骨粗しょう症予防の講話、健康まつりにおける子どものロコモチェックを埼玉医科大学保健医療学部の協力を得ながら実施しました。	健康づくりに係る事業について、講師や企画、運営等、引き続き、大学や専門学校等と連携した取組を行います。	A
社会福祉協議会の取組	①社会福祉協議会における公益的な取組の実施	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉法人が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする人に無料又は低額な料金で提供する「地域における公益的な取組」について、社会福祉法人として取り組みます。	日常生活上の支援を要する人に対し、①車いすなどの福祉用具の貸出、②福祉自動車の貸出などの支援を無料又は低額な料金で実施しました。	引き続き、社会福祉法人として求められる公益的な取組を進めます。	A
	②地域支え合い事業の推進【再掲】	「地域おたすけ隊」の運営支援、新規開設団体への支援及び地域支え合い協力店（地域商品券の利用）の拡大を図り、「地域支え合い事業」を推進していきます。	地域における支え合いの取組の1つとして「地域おたすけ隊」の設置及び運営を地区ボランティア等に委託して実施しました。（市内5カ所に設置）地域支え合い協力店は、市内140店舗に協力をいただきました。	新規開設を希望する地区ボランティア等にとって課題となるのが、自動車を使った付き添い移送支援となっており、その在り方の検討が必要です。	A
	③家庭介護教室等の連携	社会福祉協議会	介護について体験的に学習できる機会を専門学校及び「地域包括支援センター」と共同で企画し、実施します。	市から「家族介護教室」として運営委託を受け、市内の介護支援事業所、地域包括支援センターの協力により実施しました。（市内2会場、延べ参加人数36人）	引き続き、介護に関する研修機会を提供することにより、「孤立しない介護」の普及啓発を進めます。

4. 環境づくり

1. 自立に向けた継続的な支援体制の充実

市の取組	①生活困窮者自立支援の拡充	生活福祉課	生活困窮者からの就労等の相談に応じる「自立相談支援センター」を設置し、ハローワーク等の関係機関と連携しながら自立に向けた必要な支援を行うとともに、支援内容の拡充を図っていきます。	様々な課題を抱える生活に困窮している人に対して、個人の状況に合わせた包括的かつ継続的な支援（生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業）を実施しました。 新規相談受付194件、プラン申込60件、支援件数3,601件、就労準備支援8件、家計改善支援46件	主任相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計改善支援員が一体となって、生活困窮者が生活保護に陥る事が無いよう、より一層取り組みます。	A
	②生活困窮家庭の子どもへの学習支援の実施	生活福祉課	貧困連鎖の防止を図るため、生活保護世帯又は生活困窮世帯であって、高等学校等に進学する中学生や高等学校在生者に対して学習支援を行います。	子どもの学習支援事業を、一般社団法人 彩の国 子ども・若者支援ネットワークに委託実施。年間45回教室を開催、参加者は延べ240人（中学生231人、高校生9人）となりました。中学3年生、高校3年生の進学率は100%でした。	引き続き、子どもの学習支援事業を委託により実施し、進学に関する支援や高校進学者の中退防止に関する支援等、より一層取り組みます。	A
	③ひとり親家庭等の自立支援の実施	子育て応援課	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の社会生活全般についての総合的な相談に応じます。また、自立に向けた教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支払います。	母子・父子自立支援員（プログラム策定員）が、ひとり親家庭の抱える様々な課題に対する相談に応じるとともに、ハローワークや県福祉事務所等と連携して就業相談を行うなど、自立に向けた支援を行いました。また、母子（父子）家庭の母（父）の就労における能力開発の取組を支援し、資格の取得に繋げることで、就業と母子父子家庭の自立を促進しました。	母子・父子自立支援員（プログラム策定員）がひとり親家庭の様々な相談に応じ、就業相談や就業に向けた資格取得など、自立に向けた支援を行います。	A
社会福祉協議会の取組	①自立相談支援センターの充実【再掲】	社会福祉協議会（自立相談支援センター）	市から業務の委託を受け、「自立相談支援センター」を設置し、生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行います。	市から「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「就労準備支援事業」の委託を受け、それぞれ相談員を配置し、事業を推進しました。	コロナ禍における資金貸付需要への対応に一定の区切りを迎えました。今後、増加する複合的な課題への対応や、生活応援の取組として実施している食の支援（フードパントリー）を強化します。	A
	②彩の国あんしんセーフティネット事業への参加	社会福祉協議会（自立相談支援センター）	埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会へ会費を拠出し、彩の国あんしんセーフティネット事業に参加することで、生活困窮者に対する現物給付等の支援を実施するなど、支援体制の充実を図ります。	令和4年度の支援実績は次のとおりとなりました。 （支援内訳：食料支援1件43,177円、光熱水費1件14,786円、交通費2件1,484円、燃料費1件5,898円、消耗品1件9,344円）	引き続き、緊急対応を要する世帯に対し現物給付等の支援を進めます。	A

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
2. 福祉サービスの苦情解決体制の強化						
市の取組	①福祉サービス第三者評価の普及	生活福祉課	市が所管する社会福祉法人に対し、県が実施している福祉サービス第三者評価を周知するとともに、社会福祉法に基づく苦情解決体制について、適正に福祉サービスが実施されているか定期的に確認をします。	現況報告書や社会福祉法人指導監査時に第三者評価の受審確認を行っており、周知ができています。また、苦情解決の仕組みへの取組について、体制が整っていることを確認しています。	第三者評価の受審及び苦情解決体制について確認を行います。	A
		障がい福祉課		市が所管する社会福祉法人に対し、現況報告書の確認を実施し、社会福祉法に基づく苦情解決体制について、適正に福祉サービスが実施されているか確認しました。	今後も指導監査の定期的な実施及び現況届の確認等を通して、適正な福祉サービスの提供等について確認を行います。	A
		子育て応援課		利用者からの相談などを社会福祉法人と情報共有し、随時、運営改善などの支援を行いました。	社会福祉法人が適正な事業運営ができるよう、利用者からの苦情などを丁寧に聞き取り、社会福祉法人への改善指導を行います。	A
		長寿いきがい課		市が所管する社会福祉法人に対し、現況届の確認を実施し、社会福祉法に基づく苦情解決体制が適正に実施されている状況について確認しました。	今後も指導監査の定期的な実施及び現況届の確認等を通して、適正な福祉サービスの提供等について確認を行います。	A
	②社会福祉法人の指導監査等の実施	生活福祉課	市が所管する社会福祉法人に対し、社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、指導監査を定期的実施するとともに、県が行う施設監査の状況を把握するなど、福祉事業者の情報を把握し、必要な対応を行います。	監査時期にきている法人に対し監査を実施しています。他課が所管する法人への監査支援を行いました。	今後も法人に対して、随時情報提供等を行い、適正に運営されるよう支援していきます。	A
		障がい福祉課		社会福祉法人の定款変更の認可申請手続きを行いました。また、法人に対し、指導・助言を行うとともに、現況報告書により法人が適正に運営されている状況を確認しました。	今後も現況報告書等により、法人が適正に運営されているか状況を確認します。また、定期的に指導監査を実施します。	A
		子育て応援課		社会福祉法の規定による現況報告に基づき、会計資料等の確認及び必要な指導監査を実施しました。	今後も、社会福祉法人の事業について、定期的な実地で聞き取り調査など指導監査を実施する中で、地域共生社会の実現が図れるよう支援していきます。	A
		長寿いきがい課		令和4年度は、市が所管する社会福祉法人への指導監査を実施しませんでした。が、法人から提出された財務諸表等により、法人が適正に運営されている状況を確認しました。	今後も指導監査を定期的実施するとともに、法人に対し随時情報を提供するなどして、法人が適正に運営されるよう支援してまいります。	A
3. 誰にも優しいまちづくりの推進						
市の取組	①バリアフリーのまちづくりの推進	都市計画課	公共施設や住宅等のバリアフリー化について、都市計画マスタープランに位置付け、人に優しいまちづくりを推進していきます。	埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく特定生活関連施設の届出を埼玉県へ進達し、埼玉県の指導のもと、市内にある施設のバリアフリー化に努めました。	今後も埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出の埼玉県への進達を行い、埼玉県の指導により市内にある施設のバリアフリー化に努めます。	B
	②道路環境の整備	建設課	高齢者、障がい者、児童・生徒等、誰にでも安心して安全に利用しやすい歩行空間を確保するため、道路環境の改善を積極的に行います。	令和4年度は次の道路環境の整備を行いました。 ①市道幹線59号 路線測量160.00m	市道幹線59号の地元説明会を開催し、用地測量後に歩道拡幅部の用地買収を行い、用地取得後に整備を実施します。	C
	③公共建築物におけるバリアフリーの推進	財政課	公共施設長寿命化計画や今後策定予定の公共施設再編計画に基づき、公共建築物の大規模修繕や長寿命化改修時に合わせて、バリアフリー化を進めていきます。	公共施設再編計画に基づく公共施設の複合化や機能集約等の取組みとして、バリアフリー化した新高萩公民館を建設しました。	各種計画に基づく大規模修繕、長寿命化改修に合わせて、バリアフリー化を進めます。	A
	④高齢者等の移動支援の実施	危機管理課	自力での移動が困難な高齢者及び運転免許証自主返納者の移動手段の確保を目的として、路線バス又はタクシー運賃の一部補助を行うとともに、自治会による自主運行の初期費用に対する補助金の交付を行います。	自力での移動が困難な75歳以上の高齢者等の移動手段確保を目的として、路線バスまたはタクシーの運賃の一部補助を実施しました。 ・高齢者等おでかけ支援事業申請件数 1,626件	高齢化が進む中、市民の交通手段として、路線バスやタクシー等の公共交通機関の活用が重要となります。 今後は、高齢者や運転免許証返納者が増加が見込まれるため、移動手段を確保する方法を引き続き検討する必要があります。	A
	⑤障がい者の移動支援の実施	障がい福祉課	障がいのある人が社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、福祉タクシーの利用料金の助成、自家用自動車等の燃料費、運転免許取得費、自動車改造費、障がい児通学奨励費の補助を行うなど、外出のための支援を行います。	令和4年度の実績は、福祉タクシーの利用料金の助成が2,687件、重度心身障がい者自動車等燃料費補助者数が614人、心身障がい児通学奨励費補助者数が462人であり、各種事業により広く障がい者(児)の外出支援を実施し、社会参加を促進しました。	事業の実施方法等について検討を行いながら、外出のための支援を実施していきます。	A
	⑥地域おたすけ隊による外出支援の実施	生活福祉課	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」による外出支援の実施について、社会福祉協議会と連携した支援を行います。	社会福祉協議会で「地域おたすけ隊」の運営を支援しました。社会福祉協議会に財政的支援を行うことにより活動を支援し、また各隊に対し、エネルギー価格等の高騰による負担を軽減するため、国の補助金を活用した支援金(1隊につき5万円)を支給しました。	社会福祉協議会に財政的支援を行い活動を支援していきます。	A

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑦障がい者用駐車場の青色塗装の実施	障がい福祉課	公共施設に障がいのある人が優先して駐車できる場所を整備するとともに、利用者等に分かりやすく判別できるよう、青色塗装を行います。	公共施設内の障がい者用駐車場24か所中、全てにおいて青色塗装が完了しました。	今後も障がいのある人が優先して駐車できる場所の確保に努めていきます。	A
⑧赤ちゃんの駅の普及促進	子育て応援課	乳幼児のいる子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため、誰でも自由におむつ替えや授乳が行える赤ちゃんの駅の設置・普及促進を図るとともに、公共施設への整備を行います。	市内の公共施設及び民間等施設に設置されている赤ちゃんの駅の周知に努めました。	乳幼児のいる子育て中の家族が安心して外出できるよう赤ちゃんの駅の周知に努めます。	B
⑨きらきらスペース・キッズコーナーの設置	子育て応援課	公共施設に妊婦や乳幼児連れの人優先して駐車できる場所(愛称:きらきらスペース)を整備するとともに、公共施設において安心して乳幼児を遊ばせることができるキッズコーナーを設置します。	乳幼児や子どもが安心して遊べるよう、公共施設のキッズコーナーの衛生管理(消毒等)に努めました。	きらきらスペースの維持管理及びキッズコーナーの衛生管理(消毒等)に努めます。	B
⑩障がい者の差別の解消等の啓発	障がい福祉課	「障がい者週間」を契機として、広報ひだかや市のホームページ等により、障がい者に対する理解、障がい者の差別の解消等を図るための普及啓発活動を行います。	障がい者週間に広報ひだか及び市ホームページを活用し、「ヘルプマーク」等について周知を図りました。 また、日高市障害者地域総合支援協議会において、障害を理由とする差別を解消する取組を行うため部会を設置しました。	引き続き、広報ひだかや市のホームページを活用し、普及啓発活動を行うとともに日高市障害者地域総合支援協議会において、市内の差別事例等について協議し、対策を講じていきます。	A
⑪手話通訳者・手話奉仕員の養成・利用促進	障がい福祉課	手話通訳者養成講習会の開催等により、手話通訳者・手話奉仕員を養成するとともに、制度の周知を図り、各種講演会等における利用促進を図ります。	令和4年度は、新型コロナウイルス感染症等の状況を見ながら、手話奉仕員養成講習会を実施し、7名の受講修了がありました。	今後も、新型コロナウイルス感染症等の状況を見ながら実施を検討していきます。	A
⑫図書館におけるサービスの充実	図書館	点字図書・大活字本の充実、録音図書・布の絵本の製作、盲人用郵便制度を活用した図書の貸出し等を行い、視覚障がい者や障がいのある子ども、高齢者等への図書サービスの充実を図ります。	点字図書、大活字本、LLブック、シニア向け図書を補充し、「いきいきシニアコーナー」「リンゴの棚」の充実を図りました。布の絵本ボランティア「ポコポコ」は、布のおもちゃの製作、展示を行い、視覚障がい者や障がいのある子ども、高齢者等へのサービスを実施しました。	引き続き、高齢者向け「いきいきシニアコーナー」と全ての子どものためのバリアフリー本棚「りんごの棚」の充実を図るとともに貸出を再開した布の絵本の整備についても進めていきます。	A
⑬情報のバリアフリーの推進	市政情報課	広報ひだかの音声化とその活用を支援するとともに、ウェブアクセシビリティに対応した市のホームページを運営することにより、情報のバリアフリーの推進を図ります。	広報ひだかを音声化し、市ホームページから聞くことができるほか、デジ版CDの貸し出しを行いました。また、市のホームページをウェブアクセシビリティに対応した運営を行いました。	広報ひだかの音声化及び市ホームページをウェブアクセシビリティに対応した運営を継続して行います。	A
	障がい福祉課		県から送付された県民だより・県議会だよりの点字版等を行政情報コーナーに置き、閲覧できるようにしました。	今後も同様の取組を実施していきます。	A
⑭介護マークの普及促進	長寿いきがい課	介護者が介護の際に身に付け、介護していることを周囲に理解してもらい、介護者の精神的負担を軽減するため、介護マークを配布し、普及啓発を行います。	広報紙へ掲載した他、介護保険の通知にパンフレットを同封する等し、周知を行いました。	今後も、広報等を活用し、周知を行います。	A
⑮ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進	障がい福祉課	障がい者、高齢者等で手助けが必要な人が身に付けておくことで困ったときに周囲の人から支援や配慮を得やすくするため、ヘルプマークを配布するとともに、ヘルプカードを作成・配布し、普及促進を行います。	広報、ホームページ、ポスター、チラシ等によりヘルプマークの配布についてPRし、併せてマークを身に付けた方への配慮を呼びかけました。 なお、令和4年度のヘルプマーク配布数は128個で、窓口でヘルプカードについても紹介し、配布しました。	今後も同様の取組を実施していきます。	A
⑯マタニティマークの普及促進	保健相談センター	妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするため、マタニティマークを配布し、普及促進を行います。	妊娠届出の際に、母子健康手帳の交付とともにマタニティマークを配布しました。	周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするために、引き続き、妊娠届出の際に、母子健康手帳交付とともに、マタニティマークを配布し、普及促進を行います。	A
⑰人権啓発等の推進	総務課	人権意識の高揚と人権についての理解促進等を図るため、人権講演会・人権啓発研修会を開催するとともに、人権侵害等に対応するため、人権擁護機関との連携を図りながら人権相談等の相談事業を行います。	人権講演会はコロナ禍であったため中止しました。 人権研修会は規模を縮小し実施しました。 人権相談については、毎月実施し(年間13回)、年間8件の相談がありました。	コロナ禍で中止や規模を縮小して実施していましたが、次年度は通常での研修を開催していきたいと考えます。	A
⑱人権教育の推進	生涯学習課	人権についての理解促進等を図るため、人権講演会・研修会の開催や普及啓発活動を行うとともに、児童・生徒に対して人権作文や人権標語の募集、学校・家庭・地域連携による人権学習の取組等を行います。	市職員を対象に人権啓発研修会を1日間(2回)開催と、小・中学校PTA、高齢者他を対象に人権学習会で延べ252名の参加があり、普及啓発活動を行いました。 日高市を会場として人間都市人権フェスティバルを開催し、365人の参加者がありました。	引き続き、幅広い世代に人権についての理解促進等を図っていきます。	B
	学校教育課		人権についての理解促進を図るため、飯能・日高人権教育管理職研修会、人権教育授業研究会、人権教育に視点を当てた授業の公開を実施しました。また、県や地区で開催する研修会への参加を依頼し、教職員の人権についての啓発及び人権教育に対する研究と修養を深めることができました。児童・生徒に対しては、人権作文、人権標語、中学生人権作文コンテスト、SOSミニレターを実施し、人権に対する意識を醸成することができました。	オンラインでの実施を取り入れることで、日高市主催の事業については、すべて実施することができました。今後も協議や意見交換等対面での必要性があるものを厳選し、内容を鑑みてオンラインで可能な内容についてはオンラインで実施していくことで、多くの教職員の参加を可能にし、人権についての理解促進を進めていきます。	A
⑲男女共同参画の推進	総務課	家庭、地域、職場、教育等における男女共同参画社会を推進するため、広報紙等による啓発活動、女性相談・女性のための法律相談の相談事業を行います。	男女共同参画に関するイベントや女性に対する相談事業などについて、広報ひだか、ホームページ、チラシ等により随時情報提供し、啓発を行いました。 専門相談員による相談事業を実施しました(月2回女性相談)。また、女性相談の案内カードを市内公共施設や市内事業所に設置し、必要な時に相談先が伝わるようにしました。	効率的な方法を検討しつつ、引き続き、男女共同参画に関する啓発に努めます。 引き続き、相談事業を実施します。	A

取組名	所管	概要	令和4年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
㊸ワーク・ライフ・バランスの啓発	産業振興課	仕事と生活の調和実現に向けて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、事業主や労働者に対し、意識啓発を図るとともに、広報紙等を活用した情報提供を行います。	労働相談窓口を開設し、事業主や労働者からの相談に対し助言や情報提供を実施することで、労働環境の改善に努めました。就労支援セミナーを開催し、多様な働き方に関する知識と意欲の向上を図りました。また、県からの啓発チラシやポスターを窓口に設置し、意識啓発を図りました。	引き続き、労働相談窓口を開設し、労働環境の改善に努めます。また、県からのチラシやポスターによる啓発や就労支援セミナーの開催により、意識啓発を図ります。	A	
㊹結婚活動の支援	生活福祉課	少子化対策の一環として、結婚を望む独身男女に出会いと交流の場を提供するため、婚活イベントの実施及び「SAITAMA出会いサポートセンター」への参加をしていきます。	SAITAMA出会いサポートセンター協議会へ引き続き加入しました。会員になるための出張登録会を市内で3回開催しました。	県の結婚支援センター「SAITAMA出会いサポートセンター」の周知を図り、市内出張登録会を開催していきます。	A	
社会福祉協議会の取組	①地域おたすけ隊による外出支援の実施	社会福祉協議会	通院や買い物などの際に、付き添いによる支援が必要な人への外出支援を行うため、社会福祉協議会所有車を「地域おたすけ隊」へ貸し出します。	地域おたすけ隊運営委託先のうち、武蔵台、高根、日高団地の3団体に対し、社協所有車両の運行管理業務を委託し、自動車の貸出を行いました。	3団体以外からの要望に対応できていないことから、車両やその維持費の確保などの課題があります。	B
	②運転ボランティア活動への支援【再掲】	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	運転ボランティア活動を行う人等に対して、移送支援者講習会参加受講料の補助等を行うとともに、進行性難病の当事者の会及び介護者の会に対して運転ボランティアを紹介します。	進行性難病の会の会議や行事のための外出に際して、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介により支援を実施しました。(活動件数8件、利用者数17人、ボランティア8人)	引き続き、車両の貸出及びボランティアの紹介を行い、活動支援を行います。	A
	③外出困難者への支援	社会福祉協議会	赤い羽根共同募金を原資として、外出が困難な高齢者や障がい者に対して、理美容協力店の協力者が自宅に出向き整容を行う支援を行います。	出張による理美容の整容に協力いただける9店舗(理容2店舗、美容7店舗)により、年間29件の支援を実施しました。	利用希望者が増加していますが、訪問出張によるサービス提供協力店舗が不足していますので、協力店舗の確保が必要です。	A
	④児童遊園地遊具の整備	社会福祉協議会	赤い羽根共同募金を原資として、子どもの遊び場である児童遊園地遊具の点検整備を行うとともに、老朽化が進んだ遊具の撤去を行います。	専門点検や管理者の要請にもとづく撤去等の対応はありませんでした。	専門点検を実施し、その結果をもとに撤去計画を定め、安全面に課題のある老朽化した遊具については撤去を進めていく必要があります。また、撤去後の整備支援方針についても併せて検討が必要です。	B
	⑤手話奉仕員の養成	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	市から業務の委託を受け、手話通訳者養成講習会の開催等により、手話通訳者・手話奉仕員を養成します。	聴覚障がい者団体、手話サークル等と協議し、手話奉仕員養成講習会入門課程を実施しました。(全20回、7人が受講)	聴覚障がい者支援のためのボランティアの養成の他、当事者の仲間づくりの視点からの支援も必要です。	A
	⑥福祉用具・福祉車両の貸出し	社会福祉協議会	緊急一時的に車いす、ポータブルトイレ等が必要となったときに貸し出すとともに、緊急一時的に社会福祉協議会が所有する福祉車両（車いすスロープ付き軽自動車）を必要とする人に貸し出します。	社会福祉法人としての地域における公益的な取組の一環として、各種貸出を行いました。(内訳:福祉用具52件、福祉自動車63件、その他車両貸出12件)	引き続き、貸出を行い、生活支援を図ります。	A
	⑦点字用具の整備・声のおたより活動の支援	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	視覚障がいのある人への情報提供の促進のため、点字用具の整備及び声のおたより活動の支援を行います。	日高点字の会の運営に必要な消耗品や点字に関する用具の整備、並びに朗読ボランティア日高もくせいの会による声のおたより活動の支援のほか、ガイドヘルプあいの協力により視覚障がいのある人へのガイドヘルプボランティアの取組を支援しました。	引き続き、各支援ボランティアが進める活動支援を行います。	A